

平成30年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年9月7日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

平成30年9月7日(金)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年9月4日～9月14日(11日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名) 1 宮野 亨議員 2 澤本 幹男議員 3 木村 圭議員 4 村木 征一議員 5 原島 幸次議員 6 須崎 眞議員 7 高橋 邦男議員 8 石田 芳英議員 9 清水 明議員 10 小峰 陽一議員 11 大澤由香里議員	—

(午後3時50分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに、7 番、宮野亨議員。

〔7 番 宮野 亨君 登壇〕

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

情報通信機器を用いた診療等について。

多くの高齢者を支えるオンラインを使った医療が広まりつつあります。先日、情報番組でパソコンや携帯・スマートフォンを使い、自宅や職場で受けられるオンライン診療の取り組みについて報道されていました。内容は、政府が特区に認定した福岡市や愛知県、兵庫県の養父市の 3 つの地域でオンラインでの薬の処方が初めて行われたということでした。

オンライン診療の手順としては、まずパソコンや携帯・スマートで医療機関を探し、初診を対面で受けることが必要です。このときに医師からオンライン診療の許可が出れば次回からオンライン診療が受けられます。そうすると、自宅にいてパソコンやスマートフォンの画面上で診察を受けることができます。会計はクレジットカードで支払い、後日、処方箋が郵送で届くという仕組みです。医師の許可が出れば、基本的にはどんな病気でもオンライン診療の対象になります。

この診療に向いている病気の一例として、一般内科では高血圧、糖尿病など生活習慣病、耳鼻科では花粉症、睡眠時無呼吸症候群、皮膚科ではアトピー性皮膚炎、精神科ではうつ病、認知症などでございます。

風邪の場合は新しい薬の処方が必要となりますので、来院が必要になります。過疎地に住む高齢者の患者さんにとって、遠くから通院し、長時間待つ負担が緩和され、医者と患者にとって時間を有効に活用できるようになります。また、反面、診察で触診などの診療ができないデメリットもあり、個人情報流出や医師の成り済まし等、まだまだ課題が出てくるかと思いますが、それ以上に期待が広がっています。2025 年に向けて団塊の世代がピークを迎え、支える側、負担とサービスの担い手の減少もあり、在宅医療の需要が増

えることが予測されます。オンライン診療が発展すれば、情報通信機器を用いたサービスを応用して、孤立孤独高齢者に対しての介護予防や生活支援にまで広げていくこともできるのではないのでしょうか。

町の高齢者見守りシステムや救急医療情報キット支給事業がありますが、今後 2025 年までの 7 年間をかけて取り組んでいく必要があると考えます。ぜひこの情報通信機器を用いた高齢者対策を充実していただきたいと思います。町のご所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7 番、宮野亨議員の情報通信機器を用いた診療等についての一般質問にお答えを申し上げます。

昭和 23 年に施行された医師法では、第 20 条において無診察診療の禁止として、医師はみずから診療しないで治療をし、もしくは診断書、もしくは処方箋を交付してはならないと規定され、診療は、医師または歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本とされております。

その後、情報通信機器を用いた遠隔診療の可能性の高まりを受け、平成 9 年に 1 つとして、初診及び急性期の疾患に対しては対面診療によること。2 として、対面診療ができる場合には、これによることの 2 点を踏まえた上で、例えば離島、僻地の患者など、遠隔診療によらなければ必要な診療を行うことが困難な場合、または長期に診療してきた慢性期の患者として、在宅酸素療法を行っている患者、在宅糖尿病の患者、在宅高血圧の患者、在宅がん患者など、病状が安定している場合などで患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないとする厚生省健康政策局長通知が出されました。

この場合の遠隔診療とは、テレビ電話等情報通信機器を通して心電図、血圧、脈拍、呼吸数、血糖値等の観察を行い、療養上必要な継続的助言、指導を行うこととされております。

こうした流れを受け、厚生労働省は、近年の飛躍的な情報通信技術の進展と機器の普及に伴い、情報通信技術を医師の勤務環境改善や医師不足地域の医療確保などに生かすべく、平成 30 年度の診療報酬改定において情報通信機器を用いた診療、いわゆるオンライン診療やオンラインでの医学管理に対して 4 月から診療報酬の対象といたしました。

オンライン診療は、医師がテレビ電話やスマートフォンなどの情報通信機器の画面を通

じて患者の診察及び診断を行い、診断結果を伝達する等の診療行為をリアルタイムで行うもので、厚生労働省は平成 30 年 3 月に 4 月からの保険診療の開始に合わせて、医師向けにオンライン診療の適切な実施に関する指針を策定しております。

この指針では、オンライン診療を行う際の基本的な理念として、原則として初診は対面診療を行うこと、その後も同一の医師による対面診療と組み合わせて行うこと、医師は情報漏えいや改善を防ぐため、セキュリティ対策を講じること、医師がみずから行った診療の有効性の評価を定期的に行うこと、緊急時に対応できる体制を整えること、オンライン診療に関する情報をその限界やリスクも含めて事前に患者に説明すること、その上で、オンライン診療は医師側の都合ではなく、必ず患者が求める場合にのみ実施されるべきであることとされております。

オンライン診療は、今後予想される医療人材不足や患者の高齢化などに対応する有用なツールとして期待される一方、現段階ではスマートフォンなどでは画像の解像度によって患部が見えにくい、立体的でないなどの技術的な限界があり、また、聴診、触診、打診といった基本的な診療行為ができないこと、容体の急変等の緊急時に迅速な対応ができないことなどの医療上の問題点、そして個人情報漏えいの危険性など、セキュリティ上の問題点も指摘されております。

議員からご指摘のありました愛知県、福岡県福岡市及び岐阜県養父市の 3 地区では、国家戦略特区としてオンラインにより診察を受けた患者さんがテレビ電話やスマートフォンなどで薬を飲む回数や量、副作用などの服薬指導を受け、薬を郵送してもらうことに保険の適用が認められたもので、この 7 月から実際に利用が始まりましたが、原則としてオンラインでの診療と同様に、初診は対面による指導が必要になります。

こうした先駆的な導入事例はあるにせよ、オンライン診療自体が始まったばかりの診療方法でありますので、今後、全国的に事例を積み重ねることで普及が図られていくものと思われます。

町の高齢者の現状を申し上げますと、ことし 65 歳となる昭和 28 年生まれの方から 74 歳までの方の総数は 1,074 人に上り、総人口の 20% 余りであります。この年代はいわゆる団塊の世代と言われる昭和 22 年から昭和 24 年にかけて生まれた方々を含んだ世代であり、町の中でも特に人口が多く集中する年代で、今から 7 年後の 2025 年には 75 歳以上となる世代でもあります。

この世代は、個人的にもパソコンやスマートフォンなどの情報通信機器を使っている割合も比較的多くいることが考えられることから、オンライン診療に対する抵抗も少ないの

ではないかと思えます。

町といたしましては、引き続きオンライン診療に関する導入事例や国・都による導入支援の状況などの情報を収集しつつ、高齢化の進行する町での普及の可能性、町内医療機関における導入体制などを検証し、都内区市町村の導入状況、特に近隣の中核的な医療機関である青梅市立総合病院などでの導入の有無なども考慮しながら研究・検討してまいりたいと考えております。

このオンラインにつきましては、今、僻地と言われております島の9町村、それから奥多摩町、檜原村でございますけれども、特に島の問題につきましては、画像等について東京都の都立病院と連携をしながら、一部そういう診療を行っているという状況でございます。さっき冒頭に申し上げましたように、医師法上の原則等々を踏まえながら、今後、厚労省がいろんな意味で研究・検討していき、また、町に導入できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。なかなか医師不足や見守り手が少なくなりますので、ぜひ検討していただき、導入していただくように要望するような形で質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番 宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、3番 澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは、1点、地域おこし協力隊についてお伺いをさせていただきます。

ことしの7月から地域おこし協力隊として3名の方が就任されました。奥多摩町にとっては初めての地域おこし協力隊であり、活躍を期待しています。

そこで何点かお伺いをさせていただきます。

なぜ今年から地域おこし協力隊を募集したのか。

2点目、なぜ3人とも小河内地区とされたのか。

3点目、3人の方にはどのような活躍を期待しているのか。

4点目、3人の方々へ町としてどのような支援を考えているのか。

最後に、今後も地域おこし協力隊は募集するのかどうか。

以上ですが、早く3人の方には奥多摩町に慣れて、町のために頑張っていただきたいと思えます。ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

町では今年度、初めて地域おこし協力隊を4月中旬から募集し、計10名の応募者があつた中から3名の採用を決定し、この7月から活動を開始いたしました。隊員3名のプロフィール等につきましては、広報おくたま7月号及び8月号に掲載したところでございます。

初めに、1点目のなぜ今年から地域おこし協力隊を募集したのかについてであります、この地域おこし協力隊は、平成21年度に国の総務省において事業化されたものであります。制度の概要といたしましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱をします。隊員は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着が図られるように推進する取り組みであります。

近隣の自治体、例えば檜原村では平成27年9月から、丹波山村、小菅村においても数年前から同様に隊員活動が始められ、現在も継続して活動をしております。

このような中、町においても過疎化の悩みを抱えており、近隣自治体の動向を含め、地域おこし協力隊の調査研究を進めてきた中で、新たな視点や考え方を持った協力隊の活用を図ることで、地域の活性化に資することができるとの判断に至ったことから、今年度関係事業費を当初予算に計上するとともに、隊員の募集を行ったものであります。

次に、2点目のなぜ3人とも小河内地区としたのかについてであります、小河内地区は、町の中でも特に過疎化による少子高齢化が進んでおり、空家も増え、地域コミュニティや郷土芸能の存続についても懸念されております。また、これまでも地域から町に対して、これらの課題の克服について相談等があり、こういった背景も含め、何らかの対策が講じられることを望んでいたことから、協力隊の活動地域として小河内地区を選定いたしました。

なお、当初1名の採用予定としてきました隊員数であります、2次選考の面接時に来庁された3名それぞれがしっかりと意思と熱意を持ち、小河内地区の地域づくりに取り組んでいく意欲と協力隊任期満了となる3年後のビジョンも持ち合わせていること、また、予算面につきましては総務省から特別交付税による支援もあることなどから、3名を採用いたしました。

この3名を同地区に配属したことにつきましては、一人ではなれない地域の活動で不安もあると想定される中、町としましても初めての協力隊の受け入れで手探り状態であり、3人寄れば文殊の知恵のことわざではありませんが、力を合わせて効率的に活動を展開してもらいたい意向から、一般財団法人小河内振興財団を拠点とする同一地区への配属といたしました。

次に、3点目の3人の隊員にはどのような活躍を期待しているかについてであります。大きな目標としては、小河内地区の振興に関することとなります。個々には鶴の湯温泉の新たな販路開拓を含めたさらなる活用、峰谷川溪流釣り場の管理運営補助、奥多摩ヤマメの加工販売の推進、ワラビ等栽培地の管理と販路構築、捕獲したシカの角やシカ肉の活用、販売の推進等、小河内振興財団で実施している事業を通して、小河内地区の観光振興の支援、特産品の開発並びにSNSなどの活動内容の発信を行っていくものとなります。

ただし、活動から2カ月余りの段階で、今申し上げた目標がすぐに達成できるとは考えておりません。3名の隊員には、まず奥多摩町全体のことを知り、理解してもらうことや地域住民との信頼関係を築き上げてもらうことを前提に、町、小河内地区、隊員の3者で情報の共有を図り、共通認識のもと、円滑で有意義な地域協力活動につなげていくことが重要であると考えております。

町としましても初めての取り組みであり、隊員としての能力を発揮できるよう業務面のみならず、生活面を含めてサポートを行い、3年間の任期中に隊員はもとより、地域にとっても一定の成果が得られるようやや長い目で見守り、今後の活躍を期待するところであります。

なお、個々の隊員につきましては、個人的にツイッター等を活用して、既に地域おこし協力隊の活動等について情報発信を始めております。機会がありましたら当該ページの確認をいただければ幸いです。

次に、4点目の3人の隊員への町としての支援はあるのかについてであります。予算面につきましては、国の特別交付税の支援もある中、報酬を始め、社会保険料、旅費、活動用車両の配置、パソコン等の貸与並びに研修会等に係る負担金を計上しております。また、当初1名の予定であったため、住居についても不足していたことから、町で急遽、小河内地区の空家等を探し、所有者の方と交渉し、お借りしており、家賃については町負担となっております。その他町への転入に当たっては、事務手続の支援を始め、地元自治会の取り次ぎなども行ってまいりました。今後も円滑な活動ができるよう、引き続きサポートを行ってまいりたいと考えております。

最後に、5点目の今後も地域おこし協力隊を募集するのかについてであります。取り組み初年度で、しかも当初1名予定のところ、3名の隊員を採用したことから、まずこの3名の隊員の定着を図ることが肝要であると考えております。

檜原村におきましては、新たにむらづくり推進係という専門部署に職員を配置した中で、多方面の隊員活動を行っているというふうに聞いております。こういったことから、毎年地域おこし協力隊の募集を行うかは現時点では未定であります。隊員が必要とされ、その有益性が見込まれる地域や活動事項があるのであれば、庁内体制の状況も勘案した上で実施に向けた検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても町の地域おこし協力隊はスタートしたばかりでありますので、地域住民を始め、議員皆様にもご理解、ご協力を賜りたいと存じます。何よりもこの活動が有意義で、地域振興の一助になりますよう期待するものであります。

冒頭申し上げましたように、10名の募集があり、理事者で面接を行いました。いろいろなお話を聞いて、非常に熱心であり、小河内等、あるいは奥多摩に対して事前に勉強してきているという部分がありますので、この人たちに過疎化の一番激しい小河内地区の一翼を担ってもらえるのではないかなというふうに私は考えました。そういう点では1名ではなかなか寂しいなということもありまして、また、その3名も横のつながりがありまして、3名が協力をしてやれるということであれば、なお一層力を発揮していただけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

地域おこし協力隊については、従来から常々検討してまいりましたけれども、特に小河内地区、あるいは日原、あるいは大沢というなかなか人口が増えないところを活性化するのはどうしたらいいのかなというふうに常々考えておりました。特に小河内地区は65歳以上の人たちがほぼ8割近くでありますので、この辺の活性化を図るため、小河内振興財団を立ち上げましたけれども、小河内振興財団の中でも小河内地区の人たちが雇用をしたいただけけれども、なかなか該当者がいないというような状況で、長い間やってまいりました峰谷のすばらしい釣り場も継続が困難であるというような状況から、今回の協力隊の部分を含めて決断をさせていただいたということでございます。

これからまだまだ3人の若い人たちがどのような活動をしてくれるかというのは未知数でありますけれども、その未知数にかけてみたいというふうに思っております。

また、今後の募集等も含めて、この人たちの任期は3年間ありますから、過去の全国のいろいろな協力隊員との横のつながりがある、また違うところに行く、また帰ってくる、あるいは檜原村での1つの例ですけれども、協力隊員が3年の任期が終わった後、その地

域に住んで生活をし、自分で起業するという意欲を持っている隊員もおるようでございますので、ぜひそういう人であれば町が支援しながら、3年間の任期が終わった段階で、またさらには協力隊員が町のことに熱心な部分があれば引き続きというふうなことであります。まず3年間、協力隊員が町の住民と一緒にあって町のことを考えていただきながら、自分の将来についても考えてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 再質問はございませんが、ぜひ3名の方には本当に奥多摩に早くなれていただいて、町のために頑張っていたきたいと思えますし、我々もいろんな意味で協力して、町のためにお互いにウイン・ウインの関係になればいいかなと思っています。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

私からは、1点質問させていただきます。狩猟捕獲員の後継者育成についてでございます。

農産物への深刻な被害をもたらしている野生のシカ、イノシシ等有害鳥獣を捕獲する猟友会の高齢化が全国的に進んでいます。環境省によると、高齢化に加え、狩猟免許取得者の減少も顕著であります。

平成24年の3月に鳥獣被害防止特別措置法が一部改正され、ハンター育成に向けて銃刀法が定める技能講習の免除や捕獲費用への補助、報奨金交付が盛り込まれました。奥多摩町においても後継者育成のために免許取得費用等を予算化しています。

鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、従来の保護重視策から生息数を積極的に適正化する方向へと転換されました。また、国はこの法整備を契機に、狩猟への理解を深め、後継者を育成しようと全国各地でフォーラムを開催するなど、啓発活動を展開しています。昨年度は佐賀県、三重県、徳島県で開催されました。

環境省が打ち出したのは、若者を狩猟の世界にいざなうためのイベント開催です。獲得物の解体方法、ジビエ料理の試食など、その魅力を感じてもらおうとさまざまな企画を用意しました。民間では京都、岐阜で狩猟文化の産業化を目指す団体が活躍しています。彼らの活動は狩猟は駆除のためだけでなく、趣味としての純粋な狩猟行為そのものや鳥獣の肉や皮などを利用し、楽しみかつ第6次産業をも目指すという側面を有しています。過去

には狩猟サミットなるイベントも開催され、同じ趣味を持つ仲間が交流し、自然を守り生かす中での生き方、暮らし方というコンセプトを掲げられ、狩猟文化を考えています。

野生動物との共存を模索しながら、マタギと呼ばれる猟師集団に加わった山形県小国町役場の女性職員も存在します。また、酪農学園大学では、野生動物管理の重要なパートとして、狩猟の持つ価値をしっかりと見直して、後世に伝えていくべきというコンセプトから、今までに 120 名以上の学生が狩猟免許を取得し、また、銃の所持許可者も数十名を超えているそうです。指導教授によると、学生は北海道内が半数だが、九州、沖縄の出身もいて、卒業後は第一線で活躍しているとのこと。

このような背景をもとに、以下、町の所見をお伺いします。

1、猟友会の現状は。

2、今後の後継者確保のための方策として（1）I ターン、U ターン組を含めた狩猟有資格者の雇用は。（2）ハンターの移住促進などは。

3、狩猟サミット参加者との交流や講演会など実施の考えは。

4、シカ肉のさらなる販路の拡大と特化したブランド化は。

さまざまなリスクはあろうと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1 番、木村圭議員の狩猟捕獲員の後継者育成についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、シカ、イノシシ、サルなど、野生鳥獣による農作物や森林などへの被害は全国的に拡大しており、平成 27 年度における全国の被害額は、農林水産省の発表によりますと、農作物が 176 億円で、その内訳は、シカによるもの 60 億円、イノシシによるもの 51 億円、サルによるもの 11 億円、その他クマ、ハクビシン、アライグマなど 54 億円となっております。また、森林についての被害額は発表されておりませんが、面積では 8,800 ヘクタールの被害があったと林野庁が発表しております。

町におきましては、昭和 51 年 11 月に東京都に生息するシカが乱獲により絶滅の危機にあるとして、シカの捕獲は全面的に禁止されましたが、その後、シカの生息数や生息域は拡大し、平成 16 年 7 月 11 日には川苔山周辺で発生したゲリラ豪雨により、シカの食害で裸地化していた大ダワの山林が崩壊し、町営水道、現在は都営水道になっておりますけれども、主要水源に土砂が流れ込むという大きな被害が発生いたしました。

このため私は、同月 23 日に都知事に森林被害に対する緊急要望書を提出し、シカの捕

獲及び裸地化した森林の復旧等の対策を強化するよう要望をいたしました。これを受け、東京都では翌年の平成 17 年 9 月に第 1 期シカ保護管理計画を策定し、本格的な駆除を開始するとともに、治山事業等の復旧事業も本格的に行われるようになりましたが、当町におきましても他県同様に獣害は依然として深刻なものとなっております。

被害拡大の要因としましては、地球温暖化による越冬環境の変化、個体調整を担っている狩猟者の減少と高齢化、山間部の過疎化による耕作放棄地の増加などにより、森林と集落の区分けがはっきりせず、野生動物が集落に出やすい環境となっていることなどが挙げられております。

このようなことから、国では鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、財政支援、権限委譲、担い手の確保など、捕獲の一層の推進等を図るため、平成 19 年 12 月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が成立しております。その後、平成 24 年、平成 26 年に一部改正を行っており、さらに平成 28 年では、特例規定の期限延長として、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長（銃所持許可更新時等に必要な技能講習の免除措置の期限を 5 年間延長）や各種規定の新設、拡充では鳥獣被害対策実施隊の設置促進、体制強化、捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）としての利用等の推進、被害防止施策の効果的な推進に係る措置の追加など、鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律が平成 28 年 12 月 2 日に公布、施行されました。

ご質問の 1 点目の猟友会の現状であります町内町外の人件数等についてであります。平成 30 年 8 月 1 日現在の東京都猟友会奥多摩支部会員数は 29 名で、町内在住の会員は 11 名、37.9%、町外在住の会員は 18 名、62.1%となっており、狩猟免許等所持の内訳では、第 1 種狩猟免許（銃器）所有者 18 名、62.1%、第 1 種狩猟免許（銃器）及びわな猟免許所持者 10 名、34.5%、わな猟免許のみの所持者 1 名、3.4%となっております。

また、29 名の年齢構成では、30 代が 1 名、3.3%、40 代が 5 名、20%、50 代が 8 名、23.4%、60 代が 4 名、20%、70 代が 10 名、30%、80 代が 1 名、3.3%の構成で、男性 28 名、96.6%、女性 1 名、3.4%となっており、隊員の平均年齢は 61 歳であります。

次に、2 点目の今後の後継者確保のための方策、I ターン、U ターン組を含めた狩猟有資格者の雇用についてであります。現在、町職員では、第 1 種狩猟免許（銃器）及びわな猟免許の所持者が 2 名おり、いずれも猟友会員で、有害鳥獣捕獲に携わっております。また、町職員では観光産業課に異動した際に仕事上で捕獲に携わることから、以前は 3 名の職員がわな猟免許を取得していましたが、平成 30 年度はその他職員にもわな猟免許を取得するよう必要な費用を予算化しております。

また、現在、町の有害鳥獣捕獲隊員は 25 名で、町内在住者 10 名、40%、町外在住者 15 名、60%となっており、人数的には大きな不足は発生しておりませんが、60 歳代以上の隊員が 14 名、56%の割合で高齢化が進んでおり、将来的な捕獲隊員の不足が懸念されるところであります。

狩猟免許や銃の所持許可の取得には銃器の購入のほかに医師の診断書や各種講習、猟友会会費、保管・管理など、大きな費用が必要なため、奥多摩町有害鳥獣捕獲隊員の狩猟免許等取得費用に対する補助金交付要綱を平成 25 年に制定をいたしました。この制度により、これまで 40 代男性 2 名、50 代女性 1 名の計 3 名が狩猟免許等を取得し、既に有害鳥獣捕獲に参加しており、今年度からは 4 名の方が狩猟免許等を取得したいとの意向を持っており、町に相談が来ている状況でございます。

また、町職員及び新規採用職員などの狩猟免許取得や銃器等所持につきましては、取得や自宅での保管・管理を含め、いろいろな面でリスクや課題があることから、有資格者の雇用につきましては今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ハンターの移住促進についてであります。町の空家バンク制度等を利用して移住されたハンターが 2 名おります。既に奥多摩猟友会に入会し、有害鳥獣捕獲に参加をいただいております。このようなことから、引き続き少子化・定住化対策を進める中で、野生動物による農作物や森林などの被害の現状等をお話しするとともに、有資格者には奥多摩猟友会への入会を勧めてまいりたいと考えております。

次に、3 点目の狩猟サミット参加者との交流や講演会などの実施の考えはでございますが、環境省のホームページは、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」と題し、環境省が都道府県の狩猟関係者とともに全国で開催するフォーラムがございます。このフォーラムでは、自然や生き物の命に正面から向き合う狩猟の魅力と狩猟が持つ社会的役割を知っていただくこと、また、人と野生鳥獣との適切な関係の構築や豊かな自然の生態系の維持に向けた将来の鳥獣保護管理の担い手となるきっかけを提供することを目的に、平成 24 年度から平成 28 年度までに 29 都道府県、30 カ所で開催されており、5 カ年の来場者の合計は 7,660 名で、東京都では平成 24 年度に多摩市で開催されており、170 名の来場者がありました。

また、平成 28 年度は、香川県、広島県及び鹿児島県の 3 会場で開催され、1,293 名の来場があり、来場者のアンケートでは 66%の方が若年層（40 歳代以下）であり、狩猟に対するイメージが良くなったと回答した方が 66%、また、狩猟免許の取得を希望するが 63%となっております。

平成 29 年度は、佐賀県、三重県及び徳島県で開催されており、来場者実績等は未公表であります。プログラム構成では、ハンターによるテーマトークとして「狩猟のイロハ」「若手ハンターとのトークセッション」や狩猟ワークショップブースでは「狩猟用具の紹介」「ハンティング模擬体験」「狩猟免許取得の相談コーナー」及び「ジビエ料理の試食」などが行われ、狩猟の魅力や社会的役割、狩猟者の育成について考えるフォーラムが開催されております。

町におきましても、環境省、東京都及び関係機関に指導や協力をいただき、まずはいろんな視点で情報収集等を行い、研究してまいりたいと考えております。

最後に、4 点目のシカ肉のさらなる販路の拡大と特化したブランド化についてであります。現在、町では町内の飲食店や旅館などでシカ肉を提供しておりますが、食肉処理加工施設における処理の現状は、平成 29 年度実績で搬入個体 103 頭、食肉処理量 328.1 キログラム、販売実績は 322.4 キログラムとなっており、町内の 9 カ所の飲食店などに提供しております。

また、販路の拡大やブランド化については、現在のシカ肉の供給量などから、個人販売やインターネットによる販売には至っていない状況にあります。今後、町のホームページなどを活用し、町内でシカ肉が食べられる飲食店等を掲載し、有害鳥獣を地域の資源として有効活用し、町の特産物として周知してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても町の鳥獣害対策につきましては、猟友会隊員の後継者の確保・育成、農産物や森林被害の抑制、有害鳥獣捕獲の強化及びシカ肉の供給量の確保など、さまざまな課題を抱えておりますが、引き続き、奥多摩猟友会、一般財団法人小河内振興財団と連携しながら効果的に進めてまいりたいと思っております。

従来は、奥多摩町の中では自分の身近にいる住民の皆様が犬を飼い、鉄砲を持っていたという時期がございました。今お話ししましたように、銃器を所持するということには非常にお金がかかりますので、鉄砲そのものを購入するということについては補助金を出せませんが、それ以外の費用については全部町が支援をしながら、猟銃免許を持つ人を一人でも多く増やしていき、後継者を 1 年に何人かでもつなげていきたいというのが考え方でございます。

そういうことに関しまして、何人かの方が実際にはそういう支援を受けながら所持許可をいただく、または町に住んで他から移住した方も実際には犬を飼い、所持をして獣害駆除に加わっていただいているという状況でございます。

今後ともそういうことを続けながら後継者の育成を図ってまいりたいというふうに思いま

す。

また、最後のジビエの問題でございますけれども、何としてもこのジビエを、シカ肉をジビエとして活用できないかということで、大多摩ハムの社長のところで私どものシカの肉を持参をいたしまして、加工してもらいました。それを試食していただいたところ、非常に試食した人たちに好評なんですけれども、何せ今、シカ肉そのものの確保、これは1つには、町の鳥獣害対策で確保するシカは、一時は雲取周辺でありましたから、そこから加工施設に持ってくる時間的な問題等がございます、これも何とかそれまでの間、搬送する車であるとか、そういうものを含めて今研究をしながら量を増やしていきたいというふうに思っております。そうしないと、また獣害でとったシカはそれを全部使えるわけではなくて、非常に使える量が限られているという状況でございますので、先ほど申し上げましたように、まず町内の9カ所のところでそれを提供して、町に来ればシカ肉が食べられるよというPRをまずしていきたい。次に、ジビエの加工についても今後研究していきながら、町としての特産物として大勢の人たちに利用してもらえないかということも考えていきたいなというふうに思っております。

議員おっしゃるように、今全国ではいろんな意味で後継者のフォーラムを含めてそういう活動をやっておりますから、そういうところにも猟友会の皆さんが参加しながら、誇りを持ちながら町の鳥獣害対策、あるいは地域の住民と一緒に町民の力になっていただくよう、今後も猟友会の皆様と協働・協調しながらこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから若干猟友会との問題とはちょっとかけ離れるんですけども、最終的に農作物の被害をどうしていくのかということは今考えております。一部の地域につきましては電気柵を入れております。登計原、登計でありますとか、日原等々含めて何カ所か電気柵を全体的に地域に張っておりますけれども、それらの場所については比較的獣害の被害が少ないんです。したがって、今後、地域の皆さんとお話し合いをしながら、最終的にはそういうこともやらないと農作物の被害というのは、こちらを被害のできないようにすると違う地区に移ってしまうということは顕著にあらわれおりますので、この辺は知恵を絞りながら、一体どうやったら町全体に獣害の被害が少なくなるようなことをできるか。これは猟友会の問題もありますけれども、設備、電気柵等のきちとしたものをつくることによっても私はそれは被害を軽減できるんだというふうに思っておりますので、そういう研究も同時にしていまいりうふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番(木村 圭君) ご答弁ありがとうございました。私も家庭菜園を行っております。昨年ジャガイモの種芋を14キログラムまき、育てていたのですが、イノシシにすべて食べられて1粒も昨年は自分のジャガイモを食べることができませんでした。大変悔しく残念な気持ちを経験しました。今年は幸いイノシシに食べられることなく収穫することができたのですが、私の近所では毎年ジャガイモを600キロから700キロぐらいつくっている方がおられて、その人の畑に今年はサルが毎日来て端から食べて、結局8割ぐらい食べられてしまったということで非常にながっかりされていました。近ごろサル、あるいはイノシシ等が畑のみならず、人家の庭先に出没して絶対数も増えているんじゃないかなと思います。本来人間の生活エリアには出てこなかったはずだと思います。畑の作物の被害を防ぐには、今、町長おっしゃるように電気柵の設置とか、あるいは駆除が有効だと私も思います。

そこでちょっと伺いたいのですが、観光産業課長は狩猟免許をお持ちで、猟友会に所属し、活躍していると伺いました。今後、動物と人間のすみ分けができないか、あるいは根本的な解決策はないものか、私見を含めて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。

○観光産業課長(天野 成浩君) 1番、木村議員の再質問にお答えいたします。

私も狩猟免許、銃をもち、猟友会で対応しておりますけれども、イノシシ、サルにつきましても、現在、銃と檻等をもち、対応を行っております。また、サル等につきましても捕獲檻等で対応しておりますけれども、やはりそういうものとあわせて電気柵、また、個人の方々にもミニ番兵という簡易電気柵で対応していただくよう、広報おくたまやチラシ等を相談に来た方には配布して対応しているところでございます。

やはりそれぞれ猟友会、また個人等で対応しているところでございますけれども、住民に直接被害があったときには出向き、すぐに対応できる体制として猟友会合わせて私も職員も一緒になって対応しております。こういう面から個人で柿等もございまして、果実がなるものについては、やはり柿、栗等についても確実にとっていただくということをお勧めしてまいっているところでございます。畑になるものにつきましても、なるべく電気柵等を設置していただいて、対応をしていただきたいと思いますので、猟友会、また我々職員も一生懸命対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、すみ分けについてですけれども、やはりサル等につきましても今年たくさんの被害が出ているということで、猟友会が出向いてサルの追い払い、追い上げ等を行っております。

ますけれども、やはりGPS、また発信器等も使いまして先回りをしたり対策をとっておりますけれども、この辺もサルの動向によって、氷川であれば日原の群れだとか鳩ノ巢の群れ、これが交互に入れかわったりして非常に困難を帰しております。

引き続きこういう追い払い、追い上げを行いながら対策に努めてまいり、また、特にひどいサルについては捕獲を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 木村議員、再質問よろしいですか。

○1番（木村 圭君） ありがとうございます。今後ともぜひよろしく願います。

これで終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木です。

それでは、本定例会に1件の一般質問を行います。件名でございますけれども、西日本豪雨災害を教訓にした防災対策についてであります。

この7月に発生した西日本を中心にした豪雨災害は、広島県を始め、多くの府県に未曾有の被害をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。さらに昨日は、北海道で震度7の大地震が発生し、大きな被害が発生をいたしました。気象庁は、北海道胆振東部地震と命名をしたところでございます。被害に遭われました多くの方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

最近の台風や豪雨は、地球温暖化の影響もあると言われておりますけれども、日本に近

づく台風、豪雨のほとんどが大型化しており、過去に経験したことのないような進路や被害をもたらしています。

奥多摩町の地形は、全国を見てもまれな急峻な地形であるとともに、その 94%が山林であります。町は平成 7 年度に防災アセスメントを行い、町域における自然災害に対する自然的、社会的危険性を把握し、その結果、今後の課題として、安全快適なまちづくり、地域災害に強いまちづくり、相互協力の地域づくりが示され、地域防災計画が策定をされました。

その後、平成 24 年 8 月に奥多摩町地域防災計画の修正が行われました。この地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成され、地域防災の指針でございます。人間は自然災害に対して脆弱であると言われております。また、自然災害は人間の力ではなくすることができませんけれども、被害を減少することはできると言われております。それには普段の訓練が大切であると思っております。

そこで以下について町長のご所見を伺います。

①地域防災計画も修正版が発行され 6 年が経過いたしましたけれども、今後の見直しについて。

②今後の防災訓練の見直しについて。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の西日本豪雨災害を教訓にした防災対策についての一般質問にお答えを申し上げます。

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など、全国的に広い範囲で記録された台風 7 号及び梅雨前線等の影響による平成 30 年 7 月豪雨では、特に 7 月 5 日から西日本から東日本に停滞した梅雨前線に向かって台風 7 号がもたらした暖かく湿った空気が流れ込むことで梅雨前線が活発化し、9 日に北上して活動を弱めるまで日本上空に停滞し、広い範囲で記録的な大雨となったものであります。

大雨特別警報が 11 府県に発表されるなど、西日本を中心とした多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が 200 人を超える甚大な被害となりました。特に広島県では死者・行方不明者の 114 名に対して、土砂災害による死亡者は 76%に当たる 87 名とされております。

気象庁から公表された観測データでは、降り始めからの総降水量が高知県安芸郡馬路村

魚梁瀬の1,852ミリを始め、四国地方で1,800ミリ、中部地方で1,200ミリ、九州地方で900ミリ、近畿地方で600ミリを超え、これまでの豪雨の事例に比べ、広い地域で2日間、あるいは3日間の雨量が多いのが特徴であり、西日本から東海地方にかけて48時間、72時間雨量の観測史上最大を更新したとのことであります。

町においても大きな被害は出なかったものの、東から西、西から南へと異例の進路をとった台風12号や、突然の豪雨により停電や通行止め、JRの運休などがあり、今後も大雨に対する注意の必要があるものと考えております。

さて、町の地域防災計画についてであります。平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、近代都市が自然災害に脆弱であることを改めて認識させられましたが、町ではこれを教訓として、平成7年度に防災アセスメントを行い、町域における自然災害に対する自然的、社会的危険性を把握した上で、災害対策基本法の規定に基づき、奥多摩町防災会議により策定をいたしました。

この計画は、町の災害予防、災害応急対策等を実施することで各防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、財産を災害から保護することを目的としたものであります。平成24年8月に見直しをしており、第1編から第4編までの本編と資料編で構成し、地震災害、風水害並びに大規模事故等に対する災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画について定め、計画は必要があるときには町防災会議に計画修正案を図って修正することとしております。

1点目の地域防災計画も修正版が発行され、6年が経過するが、今後の見直しについてであります。災害対策基本法の改正、平成26年2月の大雪被害などを踏まえ、平成28年4月25日に町防災会議を開催し、平成24年8月に策定した計画の一部見直しを行っております。

見直しの内容につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、平成27年4月1日から高齢者、障害者など、災害時において特に配慮を要する人を要配慮者と、また、要配慮者のうち、災害等が発生、発生するおそれのある場合にみずから避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を避難行動要支援者として名称変更されたこと、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務づけられたことなどによる計画の変更、富士山で大規模な噴火が発生した場合、町でも降灰の影響が及ぶ可能性があることから、火山災害対策の項目の追加、町内で雪害が発生した場合に備え、雪害予防計画、雪害災害応急対策計画、雪害復旧・復興計画の3部からなる雪害対策編を第5編として定めたこと及び名称変更などの文言整理を

し、数値等の変更について見直しを行ったものでございます。

今後は、全国各地で頻繁に発生している想定外の豪雨災害を踏まえ、風水害対策編の見直しに向け、事務を進めてまいります。

2点目の今後の防災訓練の見直しについてであります。近年の災害情報を見ていると、自助、共助により災害を免れた事例が多くなっております。災害が発生する前の教育、心構えや準備の大切さを感じてもらふなどの意識啓発、また、町では各自治会で人口規模、高齢者の占める割合などがさまざまであるため、各自治会に設置している自主防災組織を機能させ、それぞれの実情に合わせた訓練を実施する必要があると考えております。

現在は地震災害を想定し、出火防止訓練、避難訓練を中心とした訓練を年に1回実施しておりますが、今後は自治会、自主防災組織と共同して、風水害を想定した訓練も取り入れ、町から発表する避難準備情報、避難勧告、避難指示についても正しく理解していただくなど、住民の安全・安心の確保を図ってまいりたいと思います。

議員がご指摘のように、北海道で大きな災害が起きました。これはある意味では土砂災害であり、町としてもそれを注視し、今後その対策をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういう点で、9月に行われました防災訓練の日にも、私自身は南氷川に行かせていただきましたけれども、そのときに、ここ数年来お願いしておりますけど、自助、共助、公助、この問題を特に人の命をまず一人ひとりが大事にしてほしい、そのためには普段からいろんな話し合いをしながら、まず自分の命を守る。それからもう一つは、近所の人といろんなコミュニケーションを図りながら共助を図っていく。特に、高齢者の問題でございますけれども、今回の災害においても高齢者が多くの方が犠牲になっております。そういう点で、高齢者に対する共助というのを21の自治会の自主防災組織でいろんな意味で強めてもらいたい。さらには大きくなった場合には、町として、あるいは21の自治会の生活館等含めて避難をしていただく、あるいは長期的な対応を図ってまいりたいというふうにお願いを申し上げているところでございます。

現在、町では非常食を約5万6,000食、自治会と町で約3日間でございますけれども、備えております。そういう部分の毎年の更新を始め、お話を申し上げましたけど、まずここ西日本の災害、北海道の災害を見ますと、夜中3時に起こることですから、なかなか事前に想定することは難しいと思いますけれども、人の命をどう守るかということを重点的にやっていきたいなというふうに思います。

今、21の自治会が生活館等ございますけれども、この問題についてもそこで避難をし

た、あるいは避難生活をするにおいて万全であるという生活館を一つずつ増やしていきたい。原生活館がことし完成いたしますけれども、議員の皆様に見ていただきたいと思えますけれども、あるいは予算で可決をしていただきましたけれども、あれだけの面積の割には建築費が非常に高額にかかっております。それは大きな災害があったときにも、それが安全であるという条件を満たすために第1号としてつくったものでございますので、そういう生活館を各地域に増やしていきたいというふうに思っておりますので、この点についてもご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問はございますか。どうぞ。

○10番（村木 征一君） 再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島幸次でございます。

それでは、1件質問させていただきます。奥多摩町における危険な塀等の状況についてでございます。

平成30年6月18日、大阪府北部を震源とする地震が発生いたしました。この地震でブロック塀が倒壊し、通学中の女儿や通学児童の見守り活動をしていた男性が下敷きとなり、残念ながら亡くなってしまいました。

この問題を受け、各自治体では建築基準法施行令に適合しない高さ2.2メートルを超えていたり、倒壊防止の控壁が設けられていない小・中学校や保育所の塀等について早急に調査が行われ、その結果、危険な塀等は撤去や修理が行われました。

自治体によっては倒壊のおそれがある個人所有の塀を対象に、撤去や新設の費用を補助する制度を導入し、塀の安全性を高め、死傷者を出さないようにするため、また、倒壊した塀が道路をふさぎ、緊急車両の通行を妨げる事態を避けるための動きも出てきております。

東京都では6月26日、保育所の塀で改修が必要になった場合、都が区市町村に補助金を出し、支援する方針を明らかにしました。

そこで当町の状況についてお伺いいたします。

1、当町の小・中学校では建築基準法施行令に適合しない塀はございますか。

2、町内の保育園等で倒壊のおそれがあり、改修が必要な箇所はございますか。

3、町の公有財産で倒壊の危険性があり、修理が必要な塀等がありますか。

4、児童・生徒が通っている道でブロック塀や傷みの激しい塀等危険な箇所がございますか。

5、倒壊のおそれがある個人所有の塀等に対して撤去等の費用を補助する制度はお考えでございますか。

その辺につきましてご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の奥多摩町における危険な塀等の状況についての一般質問にお答え申し上げます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源として発生した地震により、高槻市の寿栄小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きとなり亡くなりました。倒壊した壁は、もともとあつと高さ1.9メートルの壁の上に、目隠し目的で設置したブロックが8段分の1.6メートル積み上げられていたため、建築基準法施行令により定められたブロック塀の高さ基準2.2メートルをはるかに超えており、1.2メートル以上のブロック塀に設置が求められている控壁も設けられていなかったことも事故の原因とされております。各自治体ではこのような倒壊のおそれのある塀の調査、対応を実施しております。

さて、ご質問の1点目の当町の小・中学校では、建築基準法施行令に適合しない塀はありますかについてでございますが、本年6月20日付で、東京都から学校におけるブロック塀等の緊急点検等調査依頼があり、これに基づき学校が有するブロック塀についての調査を実施いたしました。これにより文部科学省が全都道府県を集計した調査結果では、5万1,082校ある学校のうち、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校が1万2,652校で、東京都内では3,672校ある学校のうち、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校が778校となりました。

町では氷川小学校及び奥多摩中学校にはブロック塀がございませんが、古里小学校には校舎国道側の民有地との境界に現在の建築基準法を満たしていない古いブロック塀と万年塀がありました。この塀につきましては、高さが1メートル23センチから1メートル93センチ、長さ40メートルで、ブロック塀の一部は境界上と町の敷地内に設置されていることがわかりました。このブロック塀は古いもので、町も隣接者も設置した当時の資料がないことから、善後策についての協議を行い、その結果、大地震が起こったときには倒壊

のおそれがあるため、児童の安全・安心の確保の観点から、ブロック塀の撤去は町が行い、新たに設置する塀は民地内に隣接者が設置するということでご承諾をいただいたところでございます。

これらの危険を伴う塀につきましては早急に対処する必要があることから、学校が夏季休業中である8月中に撤去工事を完了したところであります。

次に、2点目の町内の保育園等で倒壊のおそれがあり、改修が必要な箇所はありますかについてであります。東京都からの調査依頼を受けて、福祉保健課で聞き取り調査を実施いたしました。氷川保育園は平成18年度に、古里保育園は平成19年度に、それぞれ改築されており、園の庭を含めて建物全体では危険な箇所はないということでございました。氷川保育園の敷地内に以前農協の支店があった時代につくられたブロック塀が存在しているという回答がございました。この塀は、隣家との境界にあり、直接園児に影響はないとのことですが、塀沿いに公衆用道路があり、人が行き来しておりますので、万一倒壊した場合には、人及び隣家に影響が出る可能性もあることから、氷川保育園では改修が必要かどうかを含めて設計事務所に依頼しておりましたが、調査した結果、鉄筋も十分に入っており、ブロックが欠けた部分を補修すれば当分の間、問題はないとのこと、保育園単独で補修を行うという報告がございました。

こうした改修に当たって、単に撤去するだけではなく、耐震化を伴う安全なものに改修する場合には、東京都子供家庭支援区市町村包括補助の基盤整備補助（保育施設の非構造部材耐震対策支援事業）が利用できる可能性がありますので、今後、改修が必要となった場合には保育園と協議をしてみたいと思っております。

また、園児が保育園に通う場合には、原則として必ず保護者が付き添っていることが前提となっておりますので、登園、降園の際に園児が単独で事故に遭うということは考えにくいと考えております。

次に、3点目の町の公有財産で倒壊の危険性があり、修理が必要な塀等がありますかについてであります。現段階において国や都などからの公有財産に関する塀等の調査依頼はありませんが、町の建物台帳に付随する写真確認や所管課への聞き取り調査等からは倒壊の危険性を有した塀、あるいは修理が必要な塀等は確認されませんでした。

次に、4点目の児童・生徒が通っている道で、ブロック塀や傷みの激しい塀等危険な箇所はありますかについてであります。町の児童・生徒の通学方法は、古里小学校ではバス通学が26名、電車通学は25名、徒歩が33名、氷川小学校ではバス通学が25名、電車通学が2名、徒歩が34名、奥多摩中学校ではバス通学が30名、電車通学が15名、徒歩

が 32 名となっております。古里小学校児童のバス通学者は、古里駅バス停よりそのまま学校へ、電車通学者は古里駅より古里歯科診療所の前から国道へ出て学校へ、徒歩通学者は自宅より登校班にて学校に通学をしております。

氷川小学校児童のバス、または電車通学者は、奥多摩駅及び奥多摩駅バス停より観光案内所の表、あるいは裏側を通り学校へ、徒歩通学者は自宅よりそれぞれ学校へ通学をしております。

奥多摩中学校生徒の古里方面からのバス通学者は、奥多摩中学校バス停より横断報道を渡り学校へ、小河内方面からのバス通学者及び電車通学者は、奥多摩駅及び奥多摩駅バス停より奥多摩駅前交差点を渡り、都道 184 号線を通り学校へ、徒歩通学者は自宅よりそれぞれ学校へ通学をしております。

このように学校周辺の児童・生徒が通っている通学路は広範囲にわたっておりますので、ブロック塀が設置している箇所も数カ所ございます。これら道路沿いのブロック塀は個人が所有するものであり、所有者が責任をもって管理し、想定する被害を未然に防止する必要がありますが、町単独で補修・改修することはできません。

町といたしましては、毎年、学校や P T A において児童・生徒が通う道の点検を実施しており、これに基づき小学校は通学路安全マップを作成し、児童に危険と思われる箇所の周知を行うとともに、危険なブロック塀が確認された場合は、所有者へ改善の依頼をしていきたいと考えております。

最後に、5 点目の倒壊のおそれがある個人所有の塀等に対して、撤去等の費用を補助する制度はお考えですかでございますが、ご答弁申し上げましたように、児童・生徒の通学路にはブロック塀が設置されている箇所もあり、それ以外にも建築基準法施行令に適合しない塀が存在する可能性もあり、現在は倒壊のおそれのある塀等の改修、撤去費用に対する補助はございませんが、今後、首都直下型大地震も想定されておりますので、住民の安全・安心を図るため、近隣自治体の状況も参考にしながら、補助制度の創設について研究・検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9 番（原島 幸次君） 再質問はございません。大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、12番、須崎眞議員。

〔12番 須崎 眞君 登壇〕

○12番（須崎 眞君） 12番、須崎です。

それでは、1件質問させていただきます。今後の奥多摩スポーツフェスティバルについて。

昭和43年10月、第1回町民体育祭が開催され、半世紀にわたり隔年で実施されてきました。しかし、一昨年、その町民体育祭も幕を閉じました。そしてそれにかわる事業として、町民の触れ合いと健康増進、文化の振興を図ることを目的に奥多摩スポーツフェスティバルがこの6月3日に開催されました。

内容としては、50メートル走などの記録に挑戦やグラウンドゴルフ、ポッチャなどスポーツ体験、脳年齢測定やヨガ体験などの健康づくり体験、竹馬や折り紙づくりなど昔遊び体験、おはやしの披露や各地域の獅子頭の展示など、子どもから高齢者まで、スポーツが大好きな人から苦手な人までだれでも参加でき、楽しめる事業であったと思います。また、最後の大抽せん会も非常に盛り上がりました。初めての行事でこのように盛大にできたのも実行委員会関係者の皆様のご尽力によるものです。人口減と過疎化が進む当町において、町民皆さんが一堂に会し、交流を深め、楽しいひとときを過ごす場は重要であると思います。秋に開催されるふれあいまつりとともに、町の祭典の一つになればと思っています。

そこで次の質問にお答えください。

①今回実施され、その成果と反省点などあればお聞かせください。

②今後、この奥多摩スポーツフェスティバルをどのように発展させていく考えでいますか。今後の方針などについてお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 12番、須崎眞議員の今後の奥多摩スポーツフェスティバルについてのご質問でございますけれども、教育委員会の所管でございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 12番、須崎眞議員の今後の奥多摩スポーツフェスティバルについての一般質問にお答えをいたします。

およそ半世紀にわたり隔年で実施をしてまいりました町民体育祭は、人口の減少、高齢化に伴い、平成 28 年 10 月に実施をした第 24 回大会を最後に長い歴史に幕を閉じました。この第 1 回の町民体育祭は、昭和 43 年に明治百年総合記念祭の一環として 10 月 10 日に氷川小学校校庭で実施をされ、各行政区対抗において 21 チームが 17 競技で競い合ったものでございます。その後、種目や会場を変え実施をされ、最後の大会は平成 28 年 10 月 9 日に行われ、ゲストとしてアトランタ五輪銅メダリストであり、シドニー五輪銀メダリストでもありますケニア出身のエリック・ワイナイナ選手をお迎えをし、紅白の玉入れ、あるいは長距離走と一緒に参加をしていただき花を添えていただきました。

また、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、オリンピック・パラリンピックの象徴である旗のもと、東京大会に向けた一体感を創出するイベントといたしまして、小池東京都知事が来町され、フラッグツアーのセレモニーもあわせて実施をされましたことは記憶に新しいところでございます。

このように町の歴史あるイベントが幕を閉じたということから、町ではこの町民体育祭に代わる事業として、町民皆さんが一堂に顔を合わせ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の多くの方が楽しく参加をでき、また、町民同士の交流と健康の増進、文化振興などにつながる事業についての検討を行ってまいりました。

初めに、平成 29 年 6 月でございますが、自治会の連合会、体育協会、スポーツ推進委員会、社会教育委員の会議、文化団体連盟、郷土芸能保存団体協議会、PTA 連絡協議会、老人クラブ連合会の各団体の代表者と町役場の職員を委員とします町民参加型の事業の検討委員会を立ち上げ、協議を開始いたしました。その後でございますが、7 月、8 月、9 月と協議を重ね、10 月に開催をした第 5 回目の委員会では検討の結果を町長へ報告をいたしました。

この内容でございますが、名称を奥多摩スポーツフェスティバルと称しまして、会場は古里小学校の校庭及び体育館、文化会館、きこりんで行うこと、時期は既存の諸行事などを考慮いたしまして、6 月の第 1 週の日曜日、または第 2 日曜日を候補日として、校庭、体育館、文化会館の各施設にさまざまな体験コーナーを設置し、スポーツの体験や昔遊び体験などを行うこと、また、あわせまして健康に関するコーナーや文化芸術の展示も実施をするという内容でございました。そして実行委員会を組織して、種目やプログラムの詳細な検討、フェスティバル実施に向けた準備、運営を行うこととされました。

これを受けまして、検討委員会の委員に、さらに健康づくり推進協議会、奥多摩観光協会、おくたま地域振興財団、奥多摩総合開発株式会社、また、奥多摩町社会福祉協議会の

代表者の方にもご参画をいただきまして、平成 30 年の 2 月から奥多摩スポーツフェスティバル実行委員会を組織をいたしまして、具体的な内容の協議を開始をいたしました。

この実行委員会は 5 月まで延べ 5 回開催し、平成 30 年の 6 月 3 日の日曜日に文化会館、古里小学校校庭及び体育館ときこりんを会場として実施をすること、また、校庭では記録に挑戦ということで、50 メートル走、1,000 メートル走、1,500 メートル走、昔懐かしい竹馬やベーゴマ、グラウンドゴルフなど、また、体育館ではボッチャ、スポーツ輪投げ、ディスクゲッター、肩こり・腰痛予防体操やイスヨガ、折り紙、お手玉、あやとり、けん玉など、また、文化会館では脳年齢の測定、体成分分析、健康相談、作品展や獅子頭の展示など、さらには閉会式では最後まで楽しんでいただけるようスタンプラリーとして 3 つ以上のコーナーを体験し、スタンプを集めると参加できる大抽せん会などを行うことを決定をいたしました。

当日は、晴天にも恵まれ、奥多摩清流太鼓の演奏で始まり、延べ 700 人以上の皆さんにご来場していただくという盛会な事業となりました。

さて、1 点目の成果と反省点についてでございますが、さきに申し上げましたが、この事業は、町民体育祭に代わる事業ということで、子どもから高齢者まで多くの町民の方々が一堂に会してスポーツを通じて住民同士の交流と健康増進を図るということを目的として実施をしたものでございます。

参加していただきました町民の年齢層を見ますと、子どもや若い方から高齢者まで多くの方がそれぞれのコーナーに参加し、楽しんでいただけた姿が見られ、町民が一堂に集まる機会が限られている中、町民同士の交流も図れたことと感じております。

事業終了後の 8 月 30 日に最後となる実行委員会を開催をし、決算報告と事業内容全般にわたる反省会を行いました。

事業当日配布したアンケートの結果でございますが、来場者の多い順に、小丹波自治会が 18.2%、川井自治会が 16.1%、大氷川の自治会が 15.1%。また、年齢では 60 歳以上が 46.4%、性別では女性が 53.5%で、来場者は古里地区が多く、年齢層ではほぼ満遍なく参加をしていただき、性別におきましてもほぼ均衡がとれていたものと考えております。

内容では、スポーツ体験、健康体験、展示などすべてにわたり「よい」と評価をしていただいたところでございます。

また、自由意見でございますが、混んでいてできなかった、幼児が遊べる種目があるとよかった、駐車場がない、送迎バスが少ないなどのご意見がある一方、楽しめた、地域の交流ができた、今まで見ることができなかつたものが見られた、子どもから高齢者が楽し

めた、素晴らしい取り組みだと思うなどのご意見も多くいただいております。

次に、2点目の今後の方針についてでございますが、この事業は隔年で実施する計画でございまして、次回は平成32年度の開催となり、今回と同様に実行委員会を組織をし、さらなる内容の充実について検討をしていくこととなります。

今回、検討委員会や実行委員会の皆様方には白紙の状態から検討を始め、度重なる協議の中でさまざまなご意見をいただき、1回目となるスポーツフェスティバルを盛大に開催することができたことに大変感謝をしております。

先ほど申し上げました今回のスポーツフェスティバルの反省や町民皆様のご意見を伺いながら、次回もこの事業の目的を達成できるよう、よりよい事業となるように内容を検討してまいります。

特に、次回は東京オリンピック開幕の直前となることもございます。より一層オリンピック・パラリンピックの機運の醸成を図るイベントとして盛り上げていきたいとも考えております。

○議長（師岡 伸公君） 須崎眞議員、再質問はありますか。

○12番（須崎 眞君） 再質問はありませんけど、非常に実行委員の方がやる気で作っていただいたというのがすごく感じられました。ぜひまたそのようなメンバーというより、そういう人たちを選んでいただいてやっていただければ、また皆さんが参加しやすくなるのかなと思います。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、12番、須崎眞議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

2件質問させていただきます。

1 件目ですが、健康相談事業についてお伺いいたします。

町は、住民の健康の維持・増進・意識の高揚を図るためにさまざまな事業や取り組みを実施しています。その中の一つに健康相談事業があります。この事業は、平成 27 年度より始まり、町の保健師、管理栄養士の皆さんが直接地域に出向き、生活館などを使って参加者の体重、血圧測定や血液検査等を行い、その結果に基づいた相談や指導を行う事業であります。

初年度は 10 の会場で参加者 136 名、延べ 94 回の実施でありましたが、昨年には 14 会場で 225 名、延べ 128 回開催されたということを伺っています。これは保健師、管理栄養士の皆さんが直接地域に出向き、親身になった相談・指導を行っていることや地元の保健推進員、参加者の皆さんの働きかけが大きいためと思われます。私もお世話になっていますが、参加者の健康意識は間違いなく高まっています。また、健康づくりを通じた交流の広がりも評価しています。

人はだれしも健康でありたいと願っています。しかし、人は勝手なもので、病気になるまで健康のありがたさがわからないものです。現在、町が実施している検診や健康づくり事業への参加者は固定化していて、健康に無関心な方もまだまだ多くいるようです。

私は、住民の健康づくりや高齢者医療費の抑制などを考えれば、健康相談事業の充実は欠くことができない事業であると思っています。

そこで多くの住民皆さんにこの事業を知っていただき、参加していただければと願っています。特に高齢者の皆さんの参加を望んでいます。そのために自治会や老人会の集まりの場で、この健康相談事業について説明することも一つの方法かもしれません。参加者が増えれば経費やスタッフの問題も発生しますが、住民の健康づくりや医療費の抑制につながれば安い投資と言えるのではないのでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

現在の健康相談事業についての現状と今後の町の方針についてお聞かせください。

2 件目です。風水害対策について、特に、地域の防災力強化についてお伺いいたします。近年、温暖化の影響なのか、日本列島各地で異常気象が見られ、ゲリラ豪雨による自然災害が多数発生しています。特に、昨年 7 月の九州北部豪雨、ことし 7 月の西日本豪雨では長時間にわたる豪雨の影響で河川の氾濫や土石流の発生、山崩れなど、想像を超え、甚大な被害をもたらしました。

そして私たちが住む奥多摩町は、急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域が 890 カ所、しかもほとんどの住宅地や避難所はこの区域に入っています。九州北部豪雨や西日本豪雨の被

害状況を見るたびに不安が増すばかりであります。

私は、これらの災害状況から奥多摩町における風水害対策としては、危険箇所や施設等の整備はもちろんであります。地域の備えと支え合い、そして早目の避難が大切であると思いました。

具体的には、1つ目として、避難に対し、各地域（自治会内の組単位ぐらいの規模）で約束事を決めておく。2つ目として、住民が土砂災害ハザードマップよりも詳しい各地域の危険箇所を把握しておくことが必要であると思います。

町は台風や豪雨が予想される場合、住民や自治会に対して早目の情報提供を行い、災害への備えについて働きかけをしてくれています。今後、消防署や自治会、消防団、自主防災組織の協力を得て、地域の防災力を高めるためにさらに力を注いでほしいと思います。町の見解をお聞かせください。

以上2件お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、健康相談事業であります。この健康相談事業を始めるきっかけの一つが平成20年度から平成26年度まで慶應義塾大学が文部科学省のプロジェクトを活用して、民間企業とともに、町の高齢化率が高い地域を中心とした一部地域の住民を対象に行った遠隔予防医療相談事業であります。この事業では地区の集会所と都内のクリニックとをテレビ電話でつなぎ、クリニックの医師と画面を通して対話することで、採血の結果に基づく運動の必要性、食事の内容改善等の助言等を受けることができ、参加していただいた住民の多くで運動習慣が根つき、栄養改善等も図られたことから、血圧の低下、糖尿病の改善等の成果がありました。

この事業が平成26年度で終了した後、協力していただいた地域も含めて、成果が出ていた事業を終了させてしまうことで、運動習慣や食事内容の改善等がもとに戻ってしまいかねないという懸念もされたことから、平成27年度から町が実施主体となって健康相談事業として始めたものであります。

平成27年度は、棚沢、大沢、日原、境、中山、川野、留浦、峰谷の各生活館及び小丹波コミュニティセンター、福祉会館において延べ94回実施され、136名の方に参加をいただきました。これまでテレビ電話を使用して行っていた医師との相談に代え、保健師、管理栄養士及び臨時職員が直接生活館等を訪問し、体重や血圧の測定、血液検査を行うと

ともに、ウォーキングのサポート、尿検査等も実施して地域の高齢者を中心とした参加者の健康の維持・増進を図ってまいりました。

現在、平成 28 年度から新規に開始した川井、大丹波、梅沢、丹三郎、白丸地区の各生活館をあわせて 14 会場で実施をしております。

事業の内容でございますが、平日の午前、または午後の半日を 1 回とし、各会場で年間 6 回から 10 回実施しており、4 年目となる平成 30 年度は年間で合計 127 回のプログラムを計画しております。

参加者の状況でございますが、平成 29 年度にこの事業に利用登録されている方は 225 名おり、内訳として、男性 25%、女性が 75%で、年齢別では 60 歳以上が全体の 92%、いわゆる後期高齢者である 75 歳以上の方が全体のほぼ半数の 47%を占めております。女性及び高齢者の割合が非常に大きくなってはおりますが、平日の昼間に事業を実施していること、高齢化が特に進んでいる地域を中心に実施していることが大きく影響していると思われまます。

行政が実施する健康づくり事業は、広く住民全員を対象とした講話や健康教室などにより、全体の健康意識の高揚と疾病予防を図るポピュレーションアプローチと、高い疾病リスクを抱える特定の住民をピックアップし、個別にかかわることで重症化を防ぐハイリスクアプローチという 2 つの切り口からバランスよく実施していく必要があります。この健康相談事業は、地域単位で直接専門職がかかわることにより、この 2 つの切り口をひとつの事業の中で実現できるものとなっております。これは地域ごとの住民の人数が比較的少なく、住民同士の関係性が強いからこそ可能なことであり、町の地域特性を生かした、他の市町村にはない町独自の事業であると思えます。

一方、この事業は幾つかの課題もあり、まずは未実施地域の問題でございます。この事業は、現在 14 カ所で 225 名の方に参加をいただいておりますが、すべての地域で実施できているわけではありません。

今後、未実施地域全部に拡大するとなると、議員がおっしゃるように若干のコスト等もあり、しかしながら、将来にわたって健康で長生きをしてもらうという意味では価値のある事業だというふうに思っております。

また、参加者の偏りの問題もあります。例えば町の将来を見据えた町民の健康づくりという面で、最も重要なターゲットである 40 歳から 64 歳までの男性の参加は 225 名中 8 名と非常に少ない状況であり、男性の参加者を増やしていく必要があります。その上で全自治会において幅広い年代に利用していただけるようになるのが理想であります。まだまだ

だそうになっていないというのが現状であります。

事業の費用対効果はどうかという課題もありますけれども、遠隔予防医療相談事業の開始から10年が経過しておりますが、その間、町の一人当たり医療費や介護費は65歳以上の高齢者の増加に伴って、毎年増加をしております。この事業がどのような効果を生み、医療費等の数値にどのような影響を及ぼしているのか、事業のコストに見合ったものなのか、個々の参加者の状態変化などの積み重ねにより分析、評価した上で最大限の効果を生み出す事業に改善していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても町民の健康寿命の延伸、医療費、介護費の適正化のため、事業実施にかかるさまざまな問題について根気よく検討し、改善していくことで、中高年から後期高齢者まで幅広い年代の皆さんの参加を促し、健康意識を高めていただくことにより、住みなれた地域で健康で暮らし続けることができるよう、町独自のこの事業を今後も継続して実施していく考えであります。

2点目の風水害対策、特に地域の防災力の強化でございますが、6月28日から7月8日にかけて西日本を中心に降り続けた記録的な豪雨は、犠牲者が200人を超え、死者行方不明者が42人に上った昨年7月の九州北部豪雨から1年、大雨が甚大な被害をもたらしました。九州北部豪雨では、積乱雲が帯状に連なる線状降水帯が生じ、狭い地域に集中豪雨をもたらしたのに対し、今回の豪雨は広い範囲で数日間続き、広域災害となったことが特徴と言われております。

気象庁では7月6日から8日にかけて最大級の警戒を呼びかける大雨特別警報を11府県に発表、2013年に特別警報が新設されて以来、例のない規模となりました。大雨特別警報は数十年に一度の甚大な被害が起きる危険性が高い際に発表されるもので、深刻な非常事態になる、あるいは既になっている可能性があるもので、今回で8例目となり、豪雨災害はいつ、どこで起きても不思議ではないと考えられ、行政の対応とともに、みずからの地域での防災力の向上が必要とされております。

この大雨特別警報が発令される前には、気象庁から注意報、警報が発令され、町ではこれらの気象情報などをもとに、避難に関する情報を段階的に発表することになります。この情報は、まずお年寄りや身体の不自由な方、小さい子どもがいらっしゃる方など避難に時間かかる方やその避難を支援する方を対象に早目の避難を呼びかける避難準備・高齢者等避難開始、速やかに避難を開始することを促す避難勧告、緊急に避難を促す避難指示（緊急）で、避難所への避難や安全な場所への避難を呼びかけるとともに、夜間などで外が危険な場合は屋内の高いところの避難を呼びかけるものであります。

町では警報が発令される段階で災害対策本部を立ち上げ、各自治会や町の施設を開放するとともに、早目の自主避難を呼びかけるため、注意喚起の放送を行うなど対応しているところであります。

ご質問の避難に対して各地域ごとの約束事を決めておく、各地域の危険箇所を把握しておくことでございますが、九州北部豪雨で大きな被害が出た福岡県朝倉市の一部の地域では、住民が川に近い家が浸水しそうになったら避難するという独自のルールを事前に決めていたことで、避難指示が出る3時間も前に避難を始め、1人の犠牲者も出さなかったこと、また、群馬県のみなかみ町のある地区では、過去の土砂崩れを教訓として、沢で石が転がる音などに気づいた際には、地域の責任者に連絡して異常情報が3件集まれば地区全員で避難するという独自ルールを定めているということであります。

このように自治体からの指示を待つばかりではなく、自助として避難所、避難経路、自宅の周辺の危険箇所の確認をしておき、みずからの判断で被災を防ぐように動くこと、共助として隣近所で声をかけ合い、高齢者などの安全に配慮すること、地域にどのような危険が潜んでいるかを地域で確認し、地域全体が一体となり、災害防止に備えた情報共有を図り、地域の防災力を高めていくなど、地域の隣組や自治会の自主防災組織を中心として防災意識の高揚を図り、有事の際に行動できるような訓練について今後取り組んでまいりたいと思います。

特に、この問題につきましては、1年に1回防災訓練をやっておりますけれども、議員がご質問にあるように、今後は、自助、共助、公助、特に自助の問題が命の問題でありますので、この問題については自治会の自主防災組織等含めてお互いに知恵を出しながらルールを決め、今申し上げましたようなことが起きたときには、それぞれの命を守るための最低限のことを隣近所でやるということが必要ではないかなというふうに思っております。

また、ご質問の中で、土砂災害警戒区域について触れておりますが、町には土石流のおそれがある箇所が152カ所、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所が727カ所、地すべりのおそれがある箇所が10カ所あり、これらの箇所は平成23年3月31日までに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、一般的にはイエローゾーンとして指定をされ、イエローゾーンのマップにつきましても各ご家庭にお配りをしているという状況でございます。

東京都は、平成26年12月に東京都長期ビジョンを策定し、平成31年度までには都内全体で、土砂災害警戒区域等の指定を完了することを掲げるとともに、近年の異常気象による全国各地での降雨傾向の変化、自然災害の激甚化を踏まえ、住民の命を守るという行政の責務を果たす上で重要となってきたことから、現在、町の土砂災害特別警戒区域

(レッドゾーン)の指定を行う意向であります。東京都建設局からの説明を受けるとともに、現在、この協議を進めているところでございます。

この土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されますと、住宅宅地分譲や福祉関連施設の建築のための開発行為について、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限り許可する許可制となること、居室を有する家屋などの建築物について、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、建築確認申請が必要となることなどの制約を受けることとなります。現在、都内の中で建築確認を受けない、都市計画法で指定されていない地域は、再度申し上げておりますけれども、奥多摩町と檜原村であります。したがって、建築確認を受ければ災害の予防、あるいは基準等を含めてチェックをしていただくわけでございますけれども、当町と檜原村についてはそういう状況では確認を受けていないという意味では、レッドゾーンが指定された段階では、いろんな問題点が起きてくるというふうに思っております。

したがって、平成31年度の指定に向けまして、早期に東京都の河川部長と町長との合意確認を行い、今年度中に町全域で住民説明会を行い、来年度の出水期である6月までに、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定をしたいと思っております。

この土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定がされますと、先ほども若干申し上げましたけれども、町内では620戸が住宅の建て替えをする際には、土砂災害対策に要する追加工事が必要な家屋とされております。これらの家屋では標準住宅建築費に土砂災害に対する擁壁の設置などの追加工事費がかかることから、この追加工事分に対する助成や固定資産税の減免措置などについて、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、もう現実に家屋が建ち、それが法律上チェックを受けたものでないために、今後チェックを受けて、それを必要とする工事が追加的に発生するというのが実態でございますので、それらの軽減策、助成策等々含めて、レッドゾーンの指定をしながら、片方ではそういう政策を進めていきたいというふうに思っております。それは大きな意味でいけば、住民の皆様を守ることが第一でありますから、一定の相当のお金がかかるということも事実でございますので、この財源確保をどうするかということを含めてレッドゾーンを指定し、さらにはその財源確保を含めて助成策をどうするかということを含めて今検討しておりますので、いずれはそういう部分についての予算化、あるいは方法、内容等について議員皆様にご説明をしながら理解を得ていきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。質問のほうは防災関係でちょっと質問させていただきます。

先日、防災訓練が行われ、自分が住んでいる棚沢では各組でそれぞれ避難場所に集まったんですけども、その中で、自分もこの質問にも載せたように、ハザードマップではわからない近所の危険な箇所をどこか皆さんお気づきですか、あるいは不安なことはありますかというようなことをちょっとお聞きしたんですけど、その中でちょっと時間長くなっちゃって申しわけないんですけど、花立の場合にはハザードマップの区域に入ってないんですね、下の階段のところは。非常に安全な場所なんですけども。ただ、避難所へ行くときに国道411号を通るというときに、皆様ご存じのように、鳩ノ巣駅を出てウツボ沢というちょっとカーブがありまして、JRのトンネルがあるところなんですけれども、そこから花立の将門のカーブの間、車で通ると気づかないと思うんですけど、JRと国道の間の斜面のところに非常に高い何の木だか、カシノキなのかちょっとわかんないんですけど、何十メートルかわからんですけど、結構高い木があるんですね。それで十数年前に1本それが倒れまして国道を封鎖して、それから送電線も切断したということがあったんです。それでもう一本残っていて、これ危ないなというような声が結構、自分もちょっと歩いたときに見たんですけど、確かに結構高い木なんです。ちょっと目立たないというか、車だとちょっとカーブですので、よそ見してしまうと危ないですから、もし歩く機会があったときに見てほしいと思います。そういうことで何か所かそういうところを挙げていただきました。

ですから、できれば各自治会、あるいは各地域で住民の人が中心になって危険箇所を調べるといふこと、ある程度町のほうで段取りをしていただかないと、なかなか町全体でというわけにはいかないと思うんで、その辺をぜひお願いしたいと思うんですけど、町のほうでもそういう危険箇所をどの程度把握しているかわかりませんが、その辺について町の考えをひとつお聞きしたいなと思います。

もう一点は、万が一小河内ダムが決壊したらという、随分昔にもそういう話題が出て、国道よりもさらに水位が上がるだろうとかといううわさを聞いたことがあるんですけど、実際に総務課長にお聞きしたら、東京都水道局のほうは決壊ということは一切考えてないと、それだけ安全なんだということで、そういう想定はしてないということなんですけど、やはり万が一ということはあるんで、できればもう一度水道局等に問い合わせさせていただいて、今結構いろんなシミュレーションで被害状況というのは、直下型地震が起きた場

合、津波がどこまで来るとかいろんなシミュレーションができると思うんです。ですから、使うことはないかもしれませんが、一応そういうことも住民の皆さんが不安を感じている人もいるようなので、ぜひ被害状況というんですか、水位がどの辺まで上がって、どのぐらいの時間でどの辺まで水が流れるか、そういうことをひとつ調べてほしいなと思うんですけれども、要望なのか、質問なのか、ちょっとあれですけど、答えられる範囲でお願いします。

以上2点お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 8番、高橋邦男議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域での危険箇所等のご質問ですけれども、先ほど町長からもご答弁いたしましたように、やはり自助、共助ということで地域で周りの避難するに当たっての危険箇所等を把握していただく、町のほうでも当然そこら辺の対応はいたしますけれども、地域で避難経路、あるいは組の中の高齢者の状況ですとか、そのあたりも話し合いをいただいて、有事の際の対応について話し合っていたのがよろしいのかなと思っておりますけれども、先日、自治委員会議の中でもやはり避難所の関係ですとか、いろいろな質問等も出ました。その中でやはり自治会長の皆様も、行政だけではなくて、地域でそこら辺も考えていかなければならない、ただ、地域だけで考えられない部分もあるので、そのときにはぜひ行政も中に入って、いろいろなことで調整をしてほしいということもございましたので、早速自治会、自治委員会議の中で、そこら辺のことについても取り上げながら対応してまいりたいと思っております。

また、ハザードマップについては、土石流や急傾斜地避難等について被害範囲を図に示したものでございますので、これらの区域等も確認いただいて避難経路等も合わせて考えていく必要があるのかなと思います。今、花立から棚沢の避難場所へ行く際には非常に危険な場所もあるということもございますので、その際には少し遠くなりますけれども、古里小学校のほうに行くとかいろいろな今後ケースが考えられると思います。

また、各地域でも避難所がこの土砂災害の警戒区域に入っている部分があるというようなか中で、地域の中で安全な場所等も考えながら、そこを避難所として今後指定してほしいとかそういう要望もございますので、今後その部分については対応してまいりたいと思います。

それと小河内ダムの関係ですけれども、先日、高橋議員とそういうお話あって、早速小河内ダムのほうに問い合わせはいたしましたけれども、やはり今までと同じ回答で、あれ

だけ強固なもので、毎日毎日点検等も行っている、決壊等については今のところ考えていないということで、外に対してそういうことなのかどうか分かりませんが、そういう状況でございました。ですから、シミュレーション等についても特に考えていないということでございましたけれども、日ごろから貯水率の状況、あるいは天気予報で大雨が降るといようなときには事前に放流をするなどの対応もしているということで、それらについての災害等についても考えてやっているということでしたけれども、また機会がありましたらそこら辺もうちょっと詳しくお聞きをしながら、ちょっと引き出せるものは引き出していきたいなというふうに考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） この全体的な質問で、非常にこの災害の問題がこれからどうするのかというの大きな問題だというふうに考えています。おっしゃるように、イエローゾーンは各皆様方にお配りしましたけれども、既にレッドゾーンの調査も終わっております。レッドゾーンをやったときには、本当にある意味では、町の中にどこへ住むにしてもイエローゾーンかレッドゾーンに当たってしまうというのが実態でございますので、訓練の仕方として、今、町がやっている訓練というのを全体的な、総合的な訓練、集合避難訓練でありますから、その集合的な避難訓練の前に、まず自分の命をどうするか、あるいは地域の中の安全な地域はどうあるかということは今後、地域の防災の自治会、あるいは防災のやっている自主防災組織等、もう一回話し合ったほうがいいのかというふうに私は思っております。それで第2段階として一定の災害が済んで落ちついた段階で、まず被害があったところの人たちを次に公益的な避難所に誘導するということになるのかなと、手順として。

特に今、町の場合に一番危惧されているのが水の問題、床上床下浸水等含めて、そういう問題については非常に過去から現在までほとんどないという状況ですから、それはそこそこいろんな部分で対応できるかなと。一番問題なのは、今回の北海道で見ていただいたように土砂災害なのです。この土砂災害はそんな多くは起きておりません。過去には今の411号線のトンネルができましたけれども、もえぎの湯のカーブの七曲り、これは非常に悪いところですから、落石が何回か落ちたということがございます。大きな災害では、小河内ダム先の、具体的にはのんきやの回ったところ、室沢、これは大きな崩壊が起きました。これは何か月にもわたって崩壊が起きまして、それから日原の今トンネルをつくりましたけれども、日原のところで災害が起きました。これは若干災害の中でも特異なほうなのかというふうに思っておりますけれども、一般的に考えるのは、室沢のようなところ

に、あるいはそれのところに人家があるときにどうするかという問題が一番大きいかなというふうに思いますので、イエローゾーン、レッドゾーンができた段階では、個々の地域の皆さんとまず一番先に自分の命を守るために公益的なところに避難するのではなくて、まず落ちつくまでの間、一番安全なところはどこかということを見つけながら、それやっっていく必要があるので、今後の全体的な防災訓練ももちろんでございますけれども、地域の自主防災組織と連携をしながら、そういうきめ細かなルールづくりをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、小河内ダムの問題でございますけれども、これはもう 20 年ぐらい前ですかね、大騒ぎしました。東京都からも来て住民説明もいたしました。実際には、あの小河内ダムは三角錐でございますから、倒れたときにも、そこがまた堤防になるという問題もあるようです。それから絶対的に崩壊をしないというふうに東京都は確信をしております。そういう意味では、私は、コンクリートのアーチダムというのは全国で崩壊したダムはないんです。ダムで崩壊したのは土、あるいは石で積んだダムが崩壊したという例はありますけれども、今までにああいうダムで崩壊したのは外国ではあるようですけれども、まあないというのが実例でございます。もし一番心配するとしたら、水量をオーバー水になった場合には、そのオーバー水が即そのまま下流に流れてくるということで、水量調整を必ずしています。小河内ダムに流域から入ってくる水が台風、あるいはいろんな部分であった場合には、事前に放流するという制度をとっております。一番その部分で過去にあった部分では、いろんな部分で実行するのが遅くて時間 150 トンを出したときがあります。このときに下流の狛江で家屋が流れたという災害が起きております。したがって、町の中の災害ではキャンプ場が流れたということがありますが、家屋等を含めた住民の住んでいるところの災害というのは、それだけの多くの水を出したときにも起きておりませんから、むしろその洪水調整をうまくしてもらいたいと。そのことによって下流の問題が発生するかなという気がいたします。

いずれにいたしましても今一番町が懸念をしているのは土砂災害でありますから、この土砂災害に対しては住民皆さんと一緒に工夫や知恵を出しながらどうしていくかということを考えていきたい。予算がたくさんあれば、さっき言った約 600 戸の部分に完全な手当てをするためには 50 億円ぐらいかかるという試算もございますので、とても単年度でできるわけでありませんので、まず命を守るために、みんなでどういう工夫をして、お互いにこの町の災害があったときに手を携えてやっっていくかということ、率直にレッドゾーンの指定をしたときには皆さんにお話をして、一緒になって安全対策に当たって

きたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましてもつい最近では想定外、想定内というのはもう通用しませんので、どんな状況が起こるかということがわかりませんが、それに向かって一つひとつ住民と協力をしながら、安全で安心ができるような方策を探っていきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋議員、よろしいでしょうか。

○8番（高橋 邦男君） はい、ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは2件質問させていただきます。

まず東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた教育振興についてをお尋ねいたします。

2年後の東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を控え、各自治体で教育やスポーツに関しての振興やPRがされています。また、東京都においても補助金等で関連した支援制度がございます。

学校教育内容に関しましては、ご努力され、充実されてきていると思いますが、オリンピックに関連する諸施策に関しまして、気運の醸成等まだまだ振興の余地があるかと考えられますので、以下お伺いいたします。

2年後の東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向け、今後の教育やスポーツの振興、体験学習等に関して総体的な目標・方針等をお伺いいたします。

次に、2件目としまして社会教育施設の修繕状況についてお尋ねします。

社会教育の諸施設に関しましては以前からお尋ねしておりましたが、その中で特にせせらぎの里美術館や日原森林館について館内設備や照明、内壁など消耗が大きく、取り替えや修繕等の必要があるかと思えます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを控え、外国人旅行客も増えることが予想され、PRの上からも必要かと考えます。徐々に改善されておられるとはお聞きしておりますけれども、以下お伺いいたします。

下記の社会教育施設の現状と今までの改善状況、また、今後の改修予定内容につきましてお尋ねします。

1点として、せせらぎの里美術館、2点目として日原森林館、以上2館につきましてよろしくお願ひいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員の東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた教育振興について及び社会教育施設の修繕状況につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 6番、石田芳英議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた教育振興についてでございますが、学校教育におきましては、東京都で開催をされるオリンピック・パラリンピック競技大会を児童・生徒の人生にとってまたとない貴重な機会というふうにとらえ、その後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを一人ひとりの心と体に残していくために、町立学校3校すべてにおいてオリンピック・パラリンピック教育を展開をしているところでございます。

基本的な考え方といたしまして、オリンピックの精神、スポーツ、文化、環境といった4つのテーマと学ぶ、観る、する、支えるという4つのアクションを組み合わせた4×4（フォー・バイ・フォー）の取り組みというのを実践をするとともに、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚、この5つの資質を重点的に育成することを目指しまして教育活動を推進をしております。

各教科等の学習では、学習内容とオリンピック・パラリンピックに関する事項を関連させることで学習内容の定着を効果的に図るとともに、オリンピック・パラリンピックへの興味・関心を高めることにもつなげております。

一例を申し上げますと、小学校5年生の社会科授業では、世界地図から日本を含む各国の位置を問う中で、過去にオリンピック・パラリンピックを開催した国はどこか、また、メダルを多く獲得する国はどこか、次のオリンピック・パラリンピックを開催する国はどこかなど、オリンピック・パラリンピックに関連させた問題を提示をして学習内容の理解を深めるということとともに、オリンピック・パラリンピックへの気運の醸成も図ることができたと考えております。

また、学習教材といたしまして、五輪旗が5つの大陸をあらわしていることを取り上げ

まして、オリンピック・パラリンピックへの関心を高めると同時に、世界地図への関心を高めるといふ社会科の学習としてのねらいにも迫ることができました。

このように各校では、各教科などの学習内容と関連するオリンピック・パラリンピックの話題を取り上げながら授業をしております。各校で作成した年間指導計画をもとに、年間 35 時間、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に進めております。

次に、体験的な学習についてでございますが、各校でオリンピックやパラリンピアン、あるいはさまざまなスポーツ選手を講師として招聘をいたしまして、児童・生徒のスポーツ志向を高めております。これまでにバスケットボール選手、ソフトボール選手、シッティングバレーボール選手などを招き、本物の競技スポーツを目の当たりにし、夢に向かって努力する生き方に共感を覚え、刺激を受けることができました。特にシッティングバレーボール選手と一緒にプレーした体験学習では、身体の不自由を感じさせない俊敏な動きから障害者に対する見方が変わり、障害者理解を促進することができました。

今年度も各校では東京都教育委員会が進めるオリンピック・パラリンピック教育推進事業のための補助金を有効活用いたしまして、パラスポーツ選手の招聘や障害者スポーツを通じた交流学习を計画しているところでございます。

また、学校教育といたしましては、今後もオリンピックやパラリンピアン、それらを目指すスポーツ選手を招聘をいたしまして、児童・生徒との交流を通じてオリンピック・パラリンピックへの気運を高めていくとともに、スポーツ志向を促進し、障害者理解をも深めていきたいというふうに考えております。

また、社会教育といたしましては、今年度新たに開催をいたしました奥多摩スポーツフェスティバルにおきまして、障害者スポーツの一つでありますボッチャの体験コーナー、これを設置をいたしまして、障害者理解を進めるとともに、また新たなスポーツの振興を図ることができたということとパラリンピックへの興味・関心にもつながったというふうにも考えております。

また、こちらも今年度の新規事業でございますが、オーストラリアから女性 2 名をお招きをし、小学校の外国語指導助手の常駐化を実現をさせていただきました。これによりまして小学生が学校生活を送る中で、いつでもどこでも外国人と触れ合い、話し、遊ぶことができる環境をつくることができました。外国語の理解促進という学習効果だけではなく、オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育みます資質の 1 つでございます国際感覚の醸成、これを育むことと確信をしております。また、外国人との日常の交流は日本人としての自覚と誇りにもつながっていくものと考えております。

教育委員会といたしましては、オリンピック・パラリンピックへの気運の醸成をしていく中でオリンピック・パラリンピックが東京都で開催をされるという大変貴重ですばらしい出来事を児童・生徒の資質の向上につなげていきたいと願っております。そのためにオリンピック、パラリンピアン、また、出場を目指すスポーツ選手、外国の方々との交流を通じて本物と触れ合う、本物を見る、本物を体験するなど、本物から学ぶ学習、活動の充実を図っていきたくと考えております。

特に、全児童・生徒が何らかのオリンピック、あるいはパラリンピック競技に観戦できるように、再来年はしていきたいというふうにも考えております。

次に、社会教育施設の修繕状況についてでございますが、せせらぎの里美術館の管理の運営については、開閉館に関する業務、入館者及び電話対応など接遇に関する業務、入館券の売り払い及び日報・月報の作成業務、美術館内外の清掃に関する業務などを奥多摩総合開発株式会社へ委託をして行っております。

平成 29 年度の開館日数は 305 日、入館者数は延べ 2,381 人で、年間を通して絵画、彫刻や文化団体による作品など企画展示を行っております。

ご質問の現状と今までの改善状況、今後の改修予定につきましてでございますが、せせらぎの里美術館は、昭和 62 年の 4 月に開館をいたしまして、既に 31 年が経過をしております。今まで長い年月の経過と多くの入館者によりまして建物は老朽化をしてきていることから、公共施設等総合管理計画に沿いまして年次計画を作成し、改修を行っております。

主な改修といたしましては、平成 15 年に熱源の改修工事、平成 22 年には排水設備等の接続工事、平成 23 年は看板撤去設置工事、また、平成 29 年度にはベランダの改修工事などを行ってまいりました。また、受付から館内のすべてを見渡すことができないということで、今年度はいたずらや盗難防止、あるいは万が一事件が発生した場合に対処するために防犯カメラの設置を行うとともに、屋外の排水設備について既存の設備としてコンクリート製の排水柵が設置をされておりましたが、ひび割れにより周辺の木々の根が侵入をいたしまして、頻繁に排水管の詰まりが発生をするという状況でございましたので、塩ビ製の排水柵に改修する工事を実施をいたしました。

今後につきましては良好な展示施設の維持を進めるために、看板の改修、内装の改修、その他の施設整備などを計画的に実施をいたしまして、より多くの来館者に足を運んでいただける施設となるように運営をしていきたいと思っております。

次に、日原森林館でございますが、こちらは時代背景といたしまして、昭和 62 年、倉沢にある大ヒノキが東京都の天然記念物に指定をされ、平成 2 年には新・日本名木 100 選

にも選定をされました。当時はオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの言葉が急速に叫ばれるようになったころでもございまして、町では豊かな緑、森林の持つ公益性などをアピールする目的で平成6年の10月に日原森林館を設置をいたしました。

館内には全国の巨樹情報を検索できるパソコン、あるいは東京都の巨樹ウォッチング、巨樹の話や巨樹の絵画、写真、パネルも展示をされ、巨樹の魅力を肌で感じることができる施設となっております。また、野生のカモシカやニホンジカを見ることが出来る展望室からは日原の象徴でございます稲村岩も見渡すことができ、東京都にありながら大自然を満喫することが可能となっております。

この日原森林館が開設をいたしまして既に23年が経過をいたしました。現在まで大規模な改修は行っておらず、玄関のタイルの補修や浄化槽の鉄板の交換など部分的な修理を行ってまいりました。今年度につきましては2階の映像装置や空調の機器の一部などを補修をいたしますが、今後はメインの映像装置、空調の機器、照明等の修繕、または点検結果によりましては屋根、外壁などの補修が必要になってくることも予想されます。

いずれにいたしましても建設後長い年月が過ぎ、大規模な改修が必要なところも出始めているということから、今後は公共施設等総合管理計画を指針といたしまして、年次計画をもってこちらも実施をしていきたいというふうに考えております。

また、大切なことでございますけれども、より多くの方々に来館をいただけますよう、展示の工夫、あるいはイベントの企画など、ソフトの事業にも充実をさせていかなければいけないというふうにも考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） 大変ご丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

特に再質問ございませんけれども、今回東京2020オリンピック・パラリンピックは大変貴重な出来事ということで、4×4（フォー・バイ・フォー）の精神で児童さんとか、生徒さんにも参加して、全員が観戦できるようなことを考えていらっしゃるということで、このような機会はありませんので、ぜひお願いしたいと思います。

また、いろいろな東京都などでも教育とか、修繕なんか補助金の活用も拡大してきていますので、非常に厳しい財政ということでございますので、ぜひそのような制度も活用していただいて、いろいろなものを取り入れて前進していただければというふうに思っております。

質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、清水明議員。

[4番 清水 明君 登壇]

○4番(清水 明君) 4番、清水でございます。

それでは、指定管理者制度につきまして質問をさせていただきます。

平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が設けられてから15年が経過します。この制度は、経費の削減やサービスの向上をねらったものと言われ、一般的には公募方式が適していると言われているようです。応募が少ないと競争原理が働かないといった問題もあるようですが、自治体の事情も重なり、必ずしも公募によらないのが現状のようでございます。

奥多摩町においてもこの指定管理者制度のもとで町の公共施設の管理運営を民間事業者等に委託して相当の期間が経過していますので、改めて町の現状と課題について伺います。

1としまして、この制度を適用している施設とその管理運営の状況、事業効果について。

2としまして、この制度を適用している施設で同一の相手方を継続して指定している施設とその施設の特徴について。

3としまして、この制度を適用している施設で指定管理者が変更している施設とその施設の特徴について。

4としまして、指定管理者の辞退の理由や原因について。

5としまして、指定管理者の定着に向けた環境整備への取り組みについて。

6としまして、選定基準の中で継続性や安定性をどのように図っていかれるのか。

以上6点について町長の所見を伺います。

○議長(師岡 伸公君) 河村町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) 4番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目のこの制度を適用している施設とその管理運営の状況、事業効果についてであります。本議会においてご決定をいただいた新規指定管理施設を含め、現在20施設に対して13団体が指定管理者となって管理運営を行っております。事業効果につきましては、公共サービスの水準を確保した上で、民間開放を図ることにより、それぞれの公の施設について設置の目的を効果的に達成することができているものと考えております。

次に、2点目のこの制度を適用している施設で同一の相手方を継続して指定している施設とその施設の特徴についてであります。14施設で継続して同一の指定管理者となっており、施設の内訳としましては、キャンプ場、釣り場、宿泊施設等のレジャー施設が11施設、デイサービスセンターが2施設及び福祉会館の1施設となっております。

次に、3点目のこの制度を適用している施設で指定管理者が変更している施設とその施設の特徴についてであります。5施設で当初の指定管理者から変更となっており、施設の内訳としましては、宿泊施設が1施設、食事提供施設が2施設、釣り場が1施設並びにかつては食事提供施設であったものが現在の指定管理者に指定してからキャニオニングをメインにしている施設が1施設となっております。

次に、4点目の指定管理者の辞退の理由や原因についてであります。経営不振や指定管理施設以外の仕事のかけ持ちによる負担、人材確保の困難さといった理由等が挙げられます。

次に、5点目の指定管理者の定着に向けた環境整備への取り組みについてであります。指定管理施設につきましては、指定管理者とそれぞれの所管課を通じて施設の不具合や老朽化への対応を図っており、施設本体の構造等に係る大規模な修繕や改修は町が行う一方、30万円未満の小規模な修繕や日常的な消耗品の交換等につきましては、指定管理者の負担として区分しております。

また、指定管理者が変更となる際には、改めて施設の状態を確認し、必要な環境整備を行っているとともに、使用料の徴収につきましては、初年度は全額免除、2年目は3分の2免除、3年目は3分の1免除、4年目から100%の使用料を納入していただく負担軽減措置を講じております。

最後に、6点目の選定基準の中で継続性や安定性をどのように図っていくかについてであります。町では副町長を委員長として、管理職6名を委員として組織する指定管理者選定委員会において、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び条例施行規則に基づき、候補者の選定を行っております。

ご質問の継続性や安定性に関しましては、選定の段階において事業計画書、収支予算書、

定款・規約等に関する書類並びに経営状況に関する書類等を申請時に提出していただき、選定基準及び配点表を用いて委員による公平・公正な採点方式を採用し、選定をしております。指定管理者が決定された後には協定を締結するとともに、毎年度終了後、管理業務の実施状況及び利用状況、管理に係る経費の収支状況を提出することになっております。加えて、町では指定管理者に対して定期的な報告のほか、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行うことができることとしており、これらの方法に基づき、継続性や安定性を図っております。

町では平成 18 年度から指定管理者制度を導入しておりますが、導入以前に業務委託により事業を行ってきた施設並びに事業者も多かったことから、法令等に基づき、公募によらない候補者選定を行ってきた施設もございます。一方で、同一指定管理者によらず変更となった施設に関しましては、基本的には公募により指定管理者を選定しております。

この指定管理者制度が導入された平成 15 年当時の総務省通知では、住民の平等利用が確保されること、施設の効用を最大限に発揮するとともに、経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることの 3 つの例が示されました。

一方で、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項では、公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときは、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができることとされており、経費の縮減を図ることは目的とされておられません。

その後、指定管理者制度を採用した施設で事故やサービスの質の低下等の問題事例が多く発生したこともあり、国の通知では経費の縮減という文言は使われなくなり、本格的に制度導入となった平成 19 年通知では、効果的・効率的な運営に努めることという表現になっております。これを受け、平成 20 年 6 月、総務事務次官通知が発出されておりますが、本通知では指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であるとされております。

町の指定管理者制度におきましては、施設が存在する地域住民の過疎化や高齢化、後継者不足などにより公募によらなければならない施設も一部ありますが、基本はその町の施設がどのような目的で設置されたのか、また、指定管理者になる各種団体はどのような目的で設立されたのかが重要であると考えております。このため町が住民の福祉向上のために建設した施設であれば、町の住民の福祉向上を目的に設立された団体、また、町が住民の雇用の場や観光振興、地域振興を目的に建設した施設であれば、町の住民の雇用の拡大や観光産業の振興を目的に設立された団体や会社が指定管理者になることが最善であると

考えております。

今後も町の各種施設につきましては、町と指定管理者とが同じ価値観や世界観を共有しながら、住民の福祉の向上、そしてさらなる町の振興に努めてまいりたいと思います。

既にご案内だと思いますけれども、東京都から指定管理を受けている部分は、都民の森、それから山のふるさと村でございます。この問題につきましては、再三にわたって一般会計でやっておりますけれども、これについても指定管理者制度であり、これはむしろ東京都から10分の10の指定管理者としての助成を受けながら、地域の雇用問題等含めてやっているというのが大きな指定管理者の部分でございます。これが継続できないと町の雇用している人間が変わってしまうということでございますから、これについては継続してやっていただくということと同時に、1年に1度監査が入りますので、そういうところを含めて努力をしているということでございます。

議員おっしゃるように、この指定管理者制度でありますけれども、基本は公募であります。しかし、公募でやった場合にいろんな問題点がございまして、今申し上げましたように、指定をすべき部分というのは住民のサービス、あるいは管理をしていく部分の雇用の問題等含めて、それが適切であるかという審査の判断によりまして区分分けをしております。

特に、今公募しているのは観光に関する施設でございます。今回も日原のねねんぼうについてご決定をいただきました。これについては、当初は地域の雇用、あるいは地域の活性化のために地域指定をして実際には指定管理をしたんですけれども、なかなかそれがうまくいかなかったという実態がございまして、今回の公募による指定管理者に変えていただきました。また、白丸、あるいは川井の施設につきましても、当初は総合開発が行ってございましたけれども、なかなかそれがうまくいかないという部分で、町として指定管理者制度に変えました。変えた段階で、なかなか定着をしないというようなことから、3年にわたっての財源措置をとりまして、さっき申し上げましたような1年目、2年目、3年目ということでやらせていただき、今、白丸は立派に採算等も含めて民間としてやっていただけると。それから川井のキャニオンズについてもこれも別な業者の部分でございますけれども、順調にいったいようございまして、そういうふうな町として使用料が取れるという問題のところについては民間の力を借りながら指定管理をしていく、あるいはそれができないようであれば辞退をした部分を変えていく。水根にある休み処もそうでございますけれども、あれも決して赤字ではなかったんです。赤字ではなかったけれども、なかなか経営がうまく人員が配置できないということで、それも変えさせていただきますし

た。そのようないろんな部分の状況を見ながら、この指定管理者については特定な部分、あるいは町の収入の確保のために指定したほうが良いというようなことを踏まえながら指定管理者の公募、あるいは公募じゃない方法による部分ということでやらせていただいております。

特に今回の文化会館、あるいは図書館の部分については、ご説明したとおり、これは公募によらないで、その実態に合わせて指定管理者の指定をさせていただき、それをご理解いただいたというふうに思っておりますので、その場所、あるいは内容等によっては、今言ったようなことを含めて、厳格に選定をしながら実行しているというのが実態でございます。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 詳細なご答弁ありがとうございました。現状ということで、十分確認をさせていただきました。

再質問なんですけども、こういった指定管理制度で他の市町村の状況を少し調べてみたのですけども、立川市では指定管理者制度をより有効に活用するには、モニタリングとその評価に対する取り組みが重要としております。指定管理者制度の大きな目的である市民サービスの向上、これは立川市なんで市民サービスの向上なんですけども、サービスの向上を進めるには指定管理者の管理運営業務に関して定期的なモニタリングを行い、状況を把握し、評価による改善すべき点を明らかにし、その結果をフィードバックする仕組みが必要ということで、立川市ではこの評価結果については毎年9月ごろに前年度の実績を公表しているということでございました。

指定管理者制度のもとでは立川市の例に見られるような、こういった取り組みも必要ではないかと考えますが、この点について再質問させていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水明議員の再質問につきましてお答えをさせていただきます。

今お話の中で、他の自治体の状況ということで立川市の例を挙げていただきました。立川市のほうにおきましては定期的なモニタリングと評価ということ並びに実績を公表しているというお話でございました。

現在、町では公表というところまでには行っておりませんが、先ほど町長の答弁の中でも申し上げさせていただいておりますけれども、定期的には実績報告というような形で会社並びに団体の運営のチェックという部分はさせていただいております。そのの

フィードバックという部分のお話もあったかと思うんですけども、こちらにつきましても基本的には所管課を通じてということで、指導すべき点があればしていくということになろうかと思えます。

ただ、町長の答弁にもありましたように、どうしても指定管理施設に限らずですけど、福祉保健、介護関係もそうですけれども、なかなか民間の事業者が入りにくいという部分もあることも事実でございますので、その辺は地元の地域振興というか、活性化の部分も勘案しながら、余り経営的部分に偏り過ぎても、また、それはそれで別の問題が発生してくるのかなというところもありますので、全体の状況を見きわめながらということでこの町に合ったそういうチェックの仕方といいますか、今PDCAサイクルということは監査委員さんのほうからも言われておりますので、そういうところを今後今いただいた事例を参考にさせていただきながら、よりよい指定管理施設の運営のほうを進めてまいりたいと思えますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、どうぞ。

○4番（清水 明君） 都心部からホテル経営をされているところが指定管理者として入ってきていますので、私どもも期待もございまして、強い関心を持っておりますので、この辺はぜひ地域の活性化のためにご尽力いただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

それでは、2件質問させていただきます。

まず1点目ですが、奥多摩町地球温暖化防止実行計画の進捗状況及び点検・評価結果についてということで、町では地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、平成21年11月に奥多摩町地球温暖化防止実行計画を策定し、翌年4月には広報おくたまで公表しております。計画の概要は、対象範囲が町の組織及び施設で、期間は平成21年度から25年度の5年間、目標は平成20年度を基準として、平成25年度までに温室効果ガス排出量を6%削減するとしています。

この目標は達成されたのでしょうか。また、今後の計画はどうされるのでしょうか。脱炭素社会構築のための地方自治体の役割として積極的に推進することが必要と思えます。

2点目ですが、国産ジビエ認証制度に基づく食肉処理施設の認証取得について。

農林水産省は、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進し、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図る目的で、平成30年5月18日から国産ジビエ認証制度を施行しました。新聞報道では、認証取得施設以外から提供されたものは違法ジビエとの報道もあります。作物の被害を低減させるため、獣類の捕獲を増やし、ジビエ事業を町の産業として発展させることが必要と思います。そのためには町が管理している食肉処理施設の認証を取得する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上2点よろしくお願いたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、奥多摩町地球温暖化防止実行計画についてであります。この計画は1997年、平成9年に気候変動枠組条約第3回締結国会議（コップスリー）において京都議定書が採択されたことから、1998年、平成10年に社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として地球温暖化対策の推進に関する法律が制定されました。

その後、法律制定から10年が経過した2008年、平成20年に法律改正が行われ、都道府県及び市町村は地方公共団体実行計画を策定するものとするとの条文が加えられ、町では平成21年に奥多摩町地球温暖化防止実行計画を策定いたしました。

ご質問の目標達成状況と今後の計画であります。この計画は計画期間を平成21年度から平成25年度までの5カ年とし、役場本庁舎、保健福祉センター、文化会館、奥多摩病院、山のふるさと村、小・中学校など、町が直接管理する21の施設を対象に、温室効果ガスを基準年の平成20年度に対し、計画期間終了年度の平成25年度までに6%削減することを目標に、町長を本部長に副町長及び教育長を副本部長として、課長及び関係係長を本部員とする奥多摩町地球温暖化防止推進本部を設置し、電力や燃料の使用量削減、紙類の使用削減などに取り組むことといたしました。そして初年度である平成21年度の取り組み結果は、対象21施設の平成20年度の温室効果ガス排出量約2,294トンに対し、約2,269トンと単年度で1.3%を削減し、広報おくたまにより公表をさせていただきました。

その後も現在に至るまで、温室効果ガス排出削減の取り組みは継続的に行っておりますが、2011年、平成23年3月11日に東日本大震災の発生に伴い、電力不足から計画停電

が実施され、また、ガソリン等の燃料も不足し、通常の業務形態が図れなかったこと。平成 23 年 10 月には文部科学省による東京都及び神奈川県 of 航空機モニタリング測定結果で、町内に放射線量の高いエリアがあるとの発表があり、同年 10 月から 12 月までは毎週、翌平成 24 年 1 月から平成 26 年度末までは毎月、町内 10 カ所で放射線測定を行うなどしていたことから、集計、公表ともに行うことができずに計画期間を終了いたしました。このため計画期間終了から 5 年経過した現時点で最終的な削減結果を測定することはできませんが、その後も継続的に削減に取り組んでいるところでございます。

具体的には西多摩で唯一電子決済ができる文書管理システムを導入し、ペーパーレス化を推進するとともに、昼休み時間の消灯、冷暖房設定温度の適正化の奨励、山のふるさと村では平成 21 年度から 24 年度にかけて、風力発電、太陽光発電、水力発電の各システムを導入、防犯灯についても順次 LED へ交換、庁用車関係では平成 22 年度にハイブリット車を導入し、また、昨年度は文化会館、福社会館へソーラースタンドを整備するなど、さまざまな形態で温室効果ガス削減に取り組んでいるところであります。

本計画は、市町村施設での温室効果ガス削減の取り組みを数値化するものでございますが、法律の趣旨は、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図り、人類の福祉に貢献することでありますので、広大な森林を有する町としてこの法律の趣旨である温室効果ガス抑制の点においては最大限貢献できることは何よりも温室効果ガスの吸収源である森林の手入れを促進することであると考えております。

京都議定書でも 1990 年以降に間伐等の手入れを行った森林のみが吸収源として認められることとなっており、町では事業開始の 2002 年、平成 14 年度より、多摩の森林再生事業に積極的に取り組み、これまでに約 3,423 ヘクタールの人工林の間伐を実施いたしました。これを CO₂ 年間吸収量に換算しますと、約 3 万 122 トンにも上り、一般家庭 8,630 軒が排出する温室効果ガスを吸収している計算となり、東京都の 23 区、26 市、13 町村の中でも圧倒的な貢献をしているものと考えております。

一方では、地球温暖化の影響から夏場に気温が異常に上昇、特に今年は青梅市で最高気温 40.8 度と都内で初の 40 度超えを記録するなど全国的な猛暑で、お子さんから高齢者まで熱中症患者が多発、気象庁は高温注意情報を発令し、注意喚起を行っている状況となっております。

町においても熱中症から住民を守るため、平成 25 年度から夏場の 7 月、8 月、9 月の 3 カ月間、町内 21 自治会の協力を得て、集会施設等 30 カ所で高齢者熱中症等対策事業を

実施し、エアコンが設置された涼しい場所を提供、また、町内小・中学校においては、平成 16 年度に各学年の教室にエアコンを設置し、現在も図書室など普通教室以外の教室にエアコン設置を進めているところであります。住民の安全・安心の確保のためにはやむなく温室効果ガスの排出を伴う施策も実施していかなければならない現実もございます。

また、本実行計画につきましては、東京都 13 町村中、策定町村は町を含め 5 町村で、全体の 38%にとどまっている状況にもあり、今後の計画策定につきましては、これまでどおり多摩の森林再生事業などの人工林の整備を行うことで、温室効果ガス吸収源対策を積極的に推進し、町施設等の取り組みにつきましても先の計画の趣旨を引き継ぎ、省エネに取り組み、あわせて住民皆様へも省エネの働きかけを行うとともに、近年の環境変化から住民皆さんを守るために必要な施策については、極力温室効果ガスの抑制に努めてまいりたいと考えております。

議員が申されるように、脱炭素社会構築における地方自治体の役割として積極的に推進することが必要であるという点につきましては、そのとおりであると考えております。森林環境整備による温室効果ガス吸収効果等の町の取り組み状況や省エネへの普及啓発については、今後、広報おくたま及び町のホームページ等でPRをしてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の国産ジビエ認証制度に基づく食肉処理施設の認証取得についてでございます。

農林水産省農村振興局の鳥獣被害の現状と対策等の資料によりますと、平成 28 年度におけるイノシシ、シカの捕獲頭数は、イノシシで 62 万頭、うち狩猟による捕獲が 16 万頭、25.8%、被害防止を目的とした市町村長等の許可に基づく捕獲が 46 万頭、74.2%で、シカにつきましては 58 万頭、うち狩猟による捕獲が 16 万頭、27.6%、被害防止を目的とした市町村長等の許可に基づく捕獲が 42 万頭、72.4%となっております。

また、捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態では、全国の 563 施設で解体された野生鳥獣は 8 万 9,230 頭、そのうちシカは 5 万 5,668 頭、イノシシは 2 万 7,476 頭、その他が 6,086 頭となっております。

シカ及びイノシシのジビエ利用率は、平成 28 年度実績で 8 万 3,144 頭で、利用率は 7%にとどまっており、シカでは 9%、イノシシでは 5%の利用率となっております。また、ジビエの利用量では、食用で 1,099 トン、内訳として自家消費で 84 トン、流通販売で 1,015 トンと報告されており、流通販売のうち、シカ 665 トン、イノシシ 343 トンが報告されております。

平成 26 年 5 月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲が増加し、食肉としての利活用が増加する見込みがあり、食用に供される野生鳥獣の安全性の確保を推進し、ジビエの処理加工施設に自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成 30 年 5 月に国産ジビエ認証制度が制定されております。国産ジビエ認証制度は、ジビエの利用拡大に当たって、消費者から信頼される食品であるため、流通するジビエの安全性の向上及び透明性の確保を図ることが必要となっております。

このため平成 29 年度に捕獲から流通に至る有識者からなる国産ジビエ認証制度制定に関する専門委員会において、衛生管理基準や認証体制等について検討を行い、農林水産省においては同委員会の検討を踏まえ、広く国民の方々の意見等を募集して検討を重ね、国産ジビエ認証制度が制定をされております。

この認証制度は、食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的としており、衛生管理基準及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設の認証を行う制度となっております。

町ではニホンジカによる農作物被害・森林の食害及び裸地化を防ぐ対策として、東京都特定鳥獣保護管理計画並びに実施計画に基づき、ニホンジカの個体数調整を実施しており、食肉処理施設を建設するまでは捕獲後の個体については、すべて埋設処理、または焼却処分としてまいりました。

このような状況の中、ニホンジカの食用肉化を実現し、地域の貴重な資源を有効活用することで、地場食材としてのシカ肉を町内の食堂や飲食店を通じて観光客などに提供するとともに、奥多摩の特産品として地域の活性化や観光振興を図るため、平成 17 年度に奥多摩町食肉処理加工施設、「森林恵工房峰」を整備いたしました。「森林恵工房峰」を整備した当初は、野生鳥獣等の肉はほとんど流通しておらず、ガイドライン等も整備されていなかったため、食の安全・安心の観点から設計の段階から東京都西多摩保健所にご指導いただき、ニホンジカの解体、食肉作業マニュアルを整備し、マニュアルに基づき、食の安全・安心における安全対策として、食肉における大腸菌等の検査や放射能検査を定期的実施してまいりました。

また、個体捕獲時と食肉処理加工施設搬入時に個体調査票を作成し、製造した食肉のラベルには製品番号を記載し、提供するシカ肉のトレーサビリティを徹底し、安全で衛生的な運営を行っており、東京都における厳しい基準に対応しているところでございます。

近年における食肉処理加工施設における現状を申し上げますと、平成 28 年度実績で搬入個体が 143 頭、食肉量 273 キログラム、平成 29 年度実績では搬入個体が 103 頭、食肉処理量が 328.1 キログラムとなっております。

シカの捕獲頭数につきましては、年間 350 頭の許可をいただき、奥多摩猟友会の皆様には大変な努力をいただいておりますが、相手が自然動物であること、また、狩猟圧を強くすればするほど他県に移動して捕獲ができないなど、さまざまな課題がある中、現在、町内においては 9 カ所の飲食店などにシカ肉を提供し、地域の資源として有効活用しておりますが、その供給量は十分とは言えない状況にありますので、ご質問の国産ジビエ認証制度につきましては、捕獲頭数が増加し、供給量が十分に確保され、町内はもとより、町外にも販売ができる状況になりましたら研究、検討してまいりたいと思います。

過日、今申し上げましたように、私どものシカ肉処理加工施設は、この制度ができる前に既に出発しております。現在、9 施設に供給しておりますけれども、過日、農林水産省のジビエの認定の担当者を含めた部分で会合が持たれ、福生の大多摩ハムの小林社長のところ、うちの肉を持って行って、ジビエに対する加工等もやり、販売を広げていこうということも議論をいたしました。

しかしながら、当初は 350 頭とれていたシカが現在のところ、1 年間に百二、三十頭しかとれませんので、これを認証し、さらに拡大するという部分については、なかなか難しいのかなと。国の状況を聞いてみますと、全国に 10 カ所ほどそういう施設を積極的に支援しているところがあるようですけれども、むしろこれは大量にシカが 1 年間にとれるというところでありまして、捕獲をしてから搬入まで、途中で大きな車、冷蔵庫を含めた大きな車を持って、そういう部分を積極的にやっているという状況でありますから、そういうことを参考にしながら、どうしたらジビエ、ジビエの認証はしてもらえなくても実際に私どもは東京都の中で厳しい基準をクリアしておりますから、そこで加工はできるわけでございますけれども、認証してもらうことによって広く世の中に、うちのシカの肉が売れるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、まだそこまでの量を確保できないというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5 番（小峰 陽一君） まず最初の質問のほうなんです、町がいろんなことで温室効果ガスの抑制に努めているというのはよくわかりました。この実行計画の目的がやはり数字でちゃんととらえなさいよと言っているわけですね。そこら辺がやっぱりちょっと足りないような気がします。

それと平成 28 年に推進本部の人員が替わっているんですね。ということは、これを継続するという意味にとらえてよろしいのでしょうか。

それともう一点のジビエのほうですが、非常に頭数が少なくてということはよくわかりました。ただし、内容を聞いていますと、非常にシカ肉のジビエ認証の中の大部分をやっているように聞こえますので、トレーサビリティもとれているということですから、そんなに手間がかからないので、やったらいかがでしょうかという思いもしています。

済みません、ちょっと戻りますと、最初の質問ですが、ちょっとやっぱり数字をとらえていないということはPDCAが回っていないのかなというふうに思いますので、そこら辺も活用されるようお願いをしたいと思います。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 5 番、小峰陽一議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず数値化するべきだというご意見につきましては、まさしくそのとおりでございます。こちらにつきましては当初の計画の中で公表するというふうになっておりますが、ただいま町長からご説明を申し上げましたように、震災等を踏まえて、限られた人員の中、算定をすることができなかったということで、最後におっしゃられましたPDCAという点においても足りない部分があったということは言えると思います。

その上で平成 28 年に、これは要綱の改正ということだというふうに思いますが、こちらについては組織の改編に伴って全体的な要綱として改正をされたものでございますが、今後この更新をどうしていくのかということが主のお話だというふうに思いますので、こちらについては、先ほど申し上げました、町長からご答弁申し上げましたように、策定率というのが非常に町村部では低い状況でございます。これは大きな都市部ですとホールですとか、大きな文化施設ですとか、体育施設があり、かなりの量の施設を所有しているということで策定率が高く、町村部ではまたその逆ということで、低いのかなというような部分も感じているところです。

そういったことで数値化の部分については、既に5年が経過し、その時点で集計をしていなかったということから、現在ここで数値化するということではできないところではあります。21 施設の中には一番多く排出しているのが保健センターということになるんですが、2つ目がクリーンセンターというふうになっておりまして、こちらにつきましては平成 26 年度から西秋川衛生組合へごみを搬入しているという関係で、焼却については 26 年 3 月、25 年度末をもって終了しているということで、私なりにちょっと試算をしてみ

たところなんです、運搬距離が、走行距離がそれ以前に比べて西秋に行くようになってから3倍程度になっているんですが、そのことを加えてもこの計画において10%程度の削減ができていたというようなことで、これはあくまでも推察ということですが、取り組んでいることは取り組んでいたということのひとつはご理解をいただきたいということと、更新につきましては、今後、ほかの市町村の動向を見ながら策定をするかどうか、検討させていただきたいと思っておりますので、どうかご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2点目の認証の部分でございますけれども、現在やはり頭数の確保が少ないということで、まずは捕獲頭数の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、西多摩保健所につきましては常々ご指導いただいておりますけれども、食肉加工施設の衛生管理マニュアルですとか、解体及び食肉作業マニュアルにつきまして厳しい部分の指導を受けながら解体の処理を行っております。これらにつきましても引き続き西多摩の保健所の指導を受けながらやっておりますけれども、その供給量の部分でまだ十分に確保されておられませんので、まずはその部分をしっかり確保しながら、今後認証については検討させていただきたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 小峰議員、どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） ありがとうございます。ちょっと余計なことになるかもしれませんが、やっぱりPDCAがうまく回っていないように思ひますんで、そこら辺はぜひPDCA活用して、やっぱり数字でとらえるというのはPDCAの基本ですから、そこら辺もお願いしたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。まず1点目、地域で支える防災のまちづくりについて、2点目は、有害鳥獣被害対策についてですが、どちらも1点目は、村木議員、高橋議員の一般質問、それから有害鳥獣に対しては木村議員との質問と重複する部分もあ

るかもしれませんが、町民から非常に意見が多かったものですから、質問をさせていただきます。

今年7月6日から8日に西日本を中心に襲った豪雨により多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な災害となりました。お亡くなりになられた方々のご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました多くの皆様には心よりお見舞い申し上げます。

近年、日本中でたび重なる災害が発生しています。9月に入りましても、先日発生した台風21号は近畿地方を中心に甚大な被害をもたらしました。昨日は北海道で震度7の地震が発生しました。いつ自分が暮らしている町が被災地になるかわかりません。常日ごろから防災意識を高めておくことが重要です。

1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに全国的に整備されるようになったハザードマップは、住民が災害の起こる場所を事前に知ることができる唯一の資料として大変重要です。まずは自分が暮らしているまちの特徴を知り、ハザードマップをもとに、どういった災害のときにはどこが危険で、どこに逃げればいいのかという自分にとるべき行動を把握しておくことが被害を最小限に抑えることにつながると言われています。

そこで以前に町から配られましたハザードマップを見返してみました。私が住む海沢地域ではこういうものが配られましたが、避難所が海沢生活館、広域避難所が奥多摩中学校となっています。ハザードマップでその場所を見てみますと、どちらも土石流の警戒区域となっております。先ほどのほかの議員さんの答弁にもありましたように、土石流の起こるような災害のときはどちらも危険ということになりますが、ほかの場所でもそういう場所がいっぱいあります。また、川井の生活館では、以前土砂が沢から国道に出て、あわや生活館に被害が出るところであったという事例も聞いております。

奥多摩の急峻な地形上、仕方がない部分もあると思いますが、やはり多くの避難所ががけ崩れや土石流の警戒区域に入っています。町民からは避難場所の見直しも必要ではないかとの意見も出ています。町では避難所の安全性の確保についてどのように考えていますでしょうか。

また、広域避難所として町の小・中学校が指定されていますが、避難生活を送るのは体育館であろうかと思えます。今年のような猛暑日に体育館で大勢の人が過ごすことを考えますと、熱中症対策として体育館にクーラーを設置することも必要ではないでしょうか。町のご見解をお伺いいたします。

7月の豪雨災害では、土砂災害警戒区域に指定されていた住民でも避難指示を人ごとの

ようにとらえ、自分は大丈夫だと甘く考えて避難しなかった人が多かったそうです。国や自治体は、正確な情報を迅速に発信することが大事ですが、その情報を住民にリレーし、行動に移させなければ意味がありません。町が出した情報をもとに、住民個人が正しく判断して的確に避難するには、最終的には住民同士の声のかけ合いが重要だと考えます。特に奥多摩町は人口の半数が高齢者であり、ひとり暮らしのお年寄りも少なくありません。中には自力で避難ができない高齢者もいらっしゃるでしょう。そういった避難行動要支援者の把握とともに、だれがだれに情報を伝え、どのような避難行動をとるのかという細かい避難計画を作成する必要があるのではないのでしょうか。毎年9月に行われる防災訓練では、その点が曖昧です。各自治会、組で細かい避難プランを作成し、それを年に1回の避難訓練で確認し合うことも必要ではないかと考えますが、町の見解をお伺いします。

以上、避難場所の見直しの検討も含めた避難所の安全性の確保について、広域避難所となっている学校の体育館のクーラー設置について、住民同士の声のかけ合いを含めた避難プランの作成についての3点についてご答弁をお願いいたします。

次に、有害鳥獣被害対策についてです。

今年は特にサル、イノシシ、シカ、カラスなどによる農作物の被害増加が深刻化しています。たび重なる鳥獣被害に遭って我慢も限界だという声が寄せられています。健康づくりを兼ね、野菜栽培などを楽しみながら暮らしている、そのささやかな幸せを奪われ、生きる勇気さえ失っている方々も少なくありません。

私の住む海沢地域でも、あちこちでまだ大きくなっていないものまで食い荒らされたという被害がありました。観光産業課のほうに伝えましたら、すぐに現地を確認して、わなをかけるなど迅速に対応していただきました。

猟友会の皆さんにも頻繁に出動していただいているようで、鉄砲の音がたびたび聞こえています。町の職員と猟友会の皆さんで獣害対策に懸命に取り組んでいただいていることに敬意を表したいと思います。

しかしながら、町としても多くの被害の声を町のあちこちから聞いていると思います。その都度、決して多くない職員で猛暑の中、対応に当たるのはほかの業務もありますし、限界があるのではないかと憂慮しました。一向に減らない有害鳥獣被害について、住民から対策についての疑問の声も沸き上がっています。

特に、私の住む海沢にあります海沢のふれあい農園の利用者さんは、年間60万円もの大金を払って農作物をつくることを楽しんでいます。地元住民からは、被害が増えれば利用者がいなくなるのではないかと危惧する声も聞かれます。ますます深刻化する有害鳥獣

被害について抜本的な対策が求められています。

環境省と農林水産省では被害を及ぼしている特定の鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣管理対策を強化するという指針を打ち出していますが、町の有害鳥獣被害対策の現況について、1、過去5年間の被害状況の推移、2、有害鳥獣被害対策の取り組み内容と実績、3、奥多摩町における課題と問題点についてお伺いいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、地域で支える防災まちづくりについてであります。近年、毎年のように日本各地で豪雨による災害が発生をしております。特に、本年の平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成27年関東・東北豪雨、広島市を中心として被害のあった平成26年8月豪雨を始めとして、多くの犠牲者、家屋の全半壊、床上浸水、土砂災害などの被害は記憶に新しいところでございます。

気象庁がまとめた「災害をもたらした気象事例」の中から1960年代以降の豪雨災害をピックアップすると、その多くが7月に発生しているとのことで、これは停滞する梅雨前線に台風などから暖かく湿った気流が流入することによると考えられており、2000年代に入り、頻度が高まっているとのことであります。

このような災害は、町においても発生する可能性があることから、日ごろから備えておく必要があると感じております。住民の災害に対する意識改革の一助にしてほしいとの願いから、各地域の土砂災害ハザードマップや災害時非常持ち出し袋を全世帯に配布し、啓発を行ったところであります。この土砂災害ハザードマップは、東京都が指定した台風に伴う豪雨などによる大量の雨の影響で地盤が緩み、土砂災害を引き起こす可能性のある区域や避難所を地域ごとに示したもので、震災対策に活用するためのものでございます。

避難所は、被災者の生命の安全を確保する役割と一時的に生活する施設として重要な役割を果たすものでございます。平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害に対して危険から逃れるための避難所と一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保する場所が区分をされました。

避難所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として安全性等の一定の基準を満たす施設、または場所を市町村長が指定するもので、町では各自治会の生活館を指定しているところでございます。

広域避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するもので、町では、各学校施設などを指定しております。また、避難にはこれらの水平避難によらず、垂直避難の方法も有効な避難の方法とされております。垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言い、例えば土砂災害の場合、2階以上の斜面と反対側の部屋に避難する方法をとるものでございます。

ご質問の1点目の避難場所の見直しの検討も含めた避難場所の安全性の確保についてですが、現在、町では避難所として38カ所を指定しております。このうち土砂災害警戒区域などに含まれる施設もあり、警戒区域に入った避難所に対する防災対策については、都との協議により、その施設周辺のハード対策を実施すること、代替施設への避難や避難所の建て替え、補強、移転について検討することが考えられます。

ただし、施設を移転することは町では適した立地は少なく厳しいことから、状況に応じて避難所として使用するのかの判断をするとともに、地域で他に避難場所として利用できる施設を検討する必要もあると考えております。

今後、東京都建設局との土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンでございますけれども、その指定に伴う協議を進める中で避難所の見直しを行い、今後の避難所の安全性を確保してまいりたいと思っております。

現在指定している避難所でありますけれども、従来は21の自治会を老朽化した部分から改築を図ってまいっておりますけれども、この特別警戒区域等々の指定があった場合には、一番危険なところから避難所として生活館等の建て替えをしていくということに変えていかなければいけないのではないかなというふうに私は思っております。その場合に、先ほどお話ししましたように、原生活館のように相当の金額がかかりますので、1年に何棟もということはいきませんので、計画的にそういう避難場所の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

2点目の広域避難所となっている学校の体育館のクーラーの設置でございます。広域避難所は、被災した住民を被害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させることとなりますので、その期間が長期になることも考えられます。豪雨災害は夏場の被害が大きいことから、その期間、良好な生活環境を保ち、被災者の健康管理をするためにはクーラーを設置することが有効な方法であるというふうに思っております。

しかし、体育館全体をクーラー、あるいは場合によってはうちの場合には雪害もございましたので、冷暖房等を考えなきゃいけないのかなというふうに思いますけれども、多額な費用がかかる状況でございますので、設置に当たりましては町の財政需要等を勘案しながら、その必要財源はどう確保するかということを含めて今後検討していきたいなというふうに思っております。

3点目の住民同士の声のかけ合いを含めた避難プランの作成でございますが、これは議員おっしゃるように、また、先ほどいろんな点で答弁をさせていただきましたけれども、ただ単に1年に1回、公益的な避難訓練をするだけでは、もうそれだけではいけないのではないかなというふうに私は感じております。そういう点では、個々の地域の自主防災組織、消防団、あるいは消防、町が命を守るためにどうしたらいいかということにつきまして、そろそろそのルールを含めて話し合いを始めなければいけないのではないかなというふうに感じております。

また、8番、高橋議員の一般質問にもご答弁させていただきましたけれども、近年の豪雨災害による各地で地域において被害を出さないために地域独自のルールを定める事例も出てきております。これは町が一律にルールを定めるということではなくて、その地域事情もありますので、ぜひそういうことを住民の皆さんと一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

特に自助という部分では、自分の命を自分で守るというこの強い意識を持ちながら避難経路を確認すること、災害時の対応や連絡方法など、災害時の我が家のルールを家族全員で話し合っ確認しておくことや家庭内の備蓄品の確認、非常持ち出し品を準備すること。次に共助として隣近所で声をかけ合い、高齢者などの安全の配慮をすることが被害を少なくするのではないかなというふうなことを感じております。特に、今後はこの自助、共助を強くしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

昨年7月の九州北部豪雨で8割以上の家屋が倒壊や浸水などの被害を受けたものの、奇跡的に人的被害を逃れた集落では、高台へ避難する傍ら、声かけをし、家を離れたがらない高齢者を説得して背負うなどして避難したとのことでございます。住民同士が助け合う共助の重要性、もちろん自助と共助でございますけれども、今後は有事に備え、先ほどから申し上げております自治会や地域の隣組、あるいは地域の防災組織、消防団等々含めて、日ごろから地域の高齢者、障害者の状況、また、危険箇所などの地域の状況をお互いに住民も町も確認し合いながら、その地域に即した訓練も考えていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

次に、有害鳥獣被害対策についてでございますが、1番、木村議員の一般質問にもご答弁させていただきましたが、シカ、イノシシ、サルなど、野生鳥獣による農作物や森林などの全国的な被害と町における平成16年度当時の町営水道の主要水源に土砂が流れ込む甚大な被害が発生し、東京都知事に対して森林被害の緊急要望を提出し、本格的な駆除の開始や治山事業等の復旧事業も本格的にそのときから始まっております。

しかし、当時はシカについては25年間捕獲を禁止しておりました。町の中に裸地化された山が3カ所ほどできて、シカの捕獲をやってほしいと要望しておりましたけれども、なかなか都はそれを動かなくて、実際には水道施設の災害があり、そのときに関係各局が町に集合して、それからこのシカの管理計画等々が始まって現在まで至っているというのが実態でございます。

ご質問の1点目の過去5年間の被害状況の推移についてでございますが、主に農作物による被害通報記録の件数、被害面積及び被害金額につきましては、平成25年度がシカ4件、17.3アール、269万円、イノシシ22件、18.7アール、155万4,000円、サル7件、48.3アール、756万5,000円、被害合計額1,180万9,000円。

平成26年度がシカ2件、13.5アール、248万9,000円、イノシシが35件、29.6アール、249万8,000円、サル21件、13.5アール、198万7,000円、被害額合計は697万4,000円。

平成27年度がシカ2件、2.6アール、279万8,000円、イノシシ15件、13.1アール、500万1,000円、サル13件、4.2アール、495万1,000円、被害額合計1,275万円。

平成28年度がシカ2件、16.9アール、253万7,000円、イノシシ13件、21.5アール、147万4,000円、サル18件、28.9アール、172万3,000円、被害額合計573万4,000円。

平成29年度がシカ2件、27.5アール、302万円、イノシシ43件、53.1アール、227万1,000円、サル28件、17.2アール、152万7,000円、被害額合計は681万8,000円となっております。

5カ年の合計ではシカが12件、77.8アール、1,353万4,000円、イノシシが128件、136アール、1,279万8,000円、サルが87件で112.1アール、1,775万3,000円で、5年間の被害額合計は約4,400万円となります。

この調査結果により判明したことは、シカによる被害額よりもサルによる被害額のほうが多く、また、ここ数年イノシシによる農作物の被害が拡大をしております。

次に、2点目の有害鳥獣被害対策の取り組み内容と実績についてでございますが、農地や人家周辺を対象とした市町村捕獲事業、同じく人家周辺に出没するサルを対象とした警戒

システム追い払い事業、雲取山や奥山を対象とした緊急捕獲事業の3つが奥多摩猟友会に委託して実施をしておりますが、昨年度の住民皆様からの通報実績では、シカ2件、イノシシ43件、サル28件、ハクビシン等小動物6件の通報があり、捕獲実績ではシカ142頭、イノシシ11頭、サル3頭、ハクビシン等小動物6頭を捕獲しております。

また、今年度は8月末日現在で通報状況はシカ3件、イノシシ23件、サル18件、ハクビシン等小動物11件の通報があり、捕獲実績はシカ58頭、イノシシ18頭、サル3頭、ハクビシン等小動物11頭を捕獲しております。

また、ハクビシンやアライグマなどの小型の加害獣につきましては、希望する住民の方に檻を貸し出しております。

捕獲事業以外にも加害獣の侵入を防止するため、ワサビ田に対しては防護ネット設置の補助事業を実施しており、大丹波地区の3カ所に防護ネットを391メートル設置、畑に対しては簡易電気柵設置の補助事業として13件の申し込みをいただき、実施したところでございます。

特に出没と被害の報告が多く、捕獲も難しいサルにつきましては、これまでの電波発信機の装着に加え、平成28年度からはGPSを追加して、町内7群、約300頭のサルの行動をデータ化して、各グループの行動域の変化や季節ごとの出没傾向などを把握し、効果的な対策として役立てております。

平成26年度から効果的な対策の一つとして、イノシシ用箱わな11基、シカ及びイノシシ用くくりわな28基、サル用箱わな1基、ハクビシン等小動物用箱わな10基を購入しており、また、現在、イノシシ用箱わなを6基、シカ及びイノシシ用くくりわなを28基、サル用箱わな6基を被害や出没の多い地域を対象に設置し、捕獲の対応に努めているところでございます。

これにつきましては、先ほども何回かお話ししておりますように、根本的な対策というのはなかなか難しいなど。過去から現在までいろんな工夫をしながら実施をしてまいりました。特にサルについては、花火で追い出しをしたりして、首にテレメトリーをつけ、さらにGPSという進化を遂げておるんですけれども、サルについてはなかなか難しい部分がある。あるいはイノシシ、シカについては、これも地域的に偏っております。先ほど申し上げましたように、電気柵を全体的につくったところについては比較的少ないんですけども、まだそれは極端に言いますと、古里地域には過去には余り出なかったんです。今は逆に丹三郎や梅沢、川井地区にそういう被害が出てきているという実態でございますので、これらは分析をしながら、一体どうしたらいいのかなといういうことで、今の捕獲

等々の問題と含めて対応を考えていきたいなというふうに思っております。

次に、3点目の町における課題と問題点についてでございますが、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化の問題についても先ほど答弁をさせていただきました。そういう点で若干のこれから先、支障を来していくのではないかなということで、その隊員になるための後継者の育成を努めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

さまざまな調査等を活かしまして野生動物の生息頭数を適正化する、生息しやすい環境整備を行うなど、野生動物と人間の共存という理想に向かった取り組みはもちろん必要不可欠であると思っておりますし、それを現実の問題とどう組み合わせながらやっていくかということについて努力をしまいたいというふうに思います。

また、今後の後継者の確保・育成では、これも先ほど答弁させていただきましたが、捕獲隊員は25名、町内在住者10名、町外在住者15名という人数的には大きな不足は発生しておりませんが、60歳以上の隊員が14名で、将来的な捕獲隊員の不足が懸念されるという状況でございますので、狩猟免許や銃の所持許可の取得には銃器の購入のほかには医師の診断書や各種講習、猟友会会費、保管・管理などの大きな費用が必要であることから、奥多摩町有害鳥獣捕獲隊員の狩猟免許等取得費用に対する補助金交付要綱を平成25年に制定いたしましたので、これにより今後も多くの人にこの制度を利用していただきたいというふうに思っております。

現在ではこの制度発足後、40代の男性が2名、50代の女性1名の計3名が狩猟免許を取得し、既に有害鳥獣捕獲に参加していただいております。今年度は4名の方が狩猟免許等を取得したいとのことで町に相談に来ておりますので、有害鳥獣捕獲隊員の後継者の確保・育成、農産物や森林被害の抑制及び有害鳥獣捕獲の強化などを含めて、この人たちに銃器等、あるいはこの対策に当たっていただきたいというふうに思っております。

今後も引き続き、国・都の支援をいただきながら、効果的な獣害対策の推進をどのように図ったらいいかということを含めて、いろんな観点から知恵を絞っていきたいなというふうに思っております。

特に、シカ管理計画は、さっき申し上げました裸地化された以降できたものでありまして、また、シカについては今、奥山に多くいますので、なかなか捕獲が難しい。また、捕獲するときに従来はヘリコプターを使って雲取まで行っていたんですけども、学習効果といいますか、ヘリコプターが飛ぶと雲取周辺にはシカがいなくなるという状況ですから、むしろ人間より動物のほうが学習をして、殺されるのは嫌ですから、そういう部分で追いかけてくしているというのが実態でございますけれども、そうは言っても少しでも減ら

すためにどうするかという知恵と努力を今後もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。

避難場所等については、今後検討していただけるということで、提案といいますか、ほかの自治体の紹介をさせていただきたいと思います。ご答弁にもありましたように、町のほとんどが急峻な地形である奥多摩町においては、災害時、自分の地域の避難所が危険と思われるときにはほかに避難できる場所の想定をしておくことが大事です。また、それを地域住民全体で共有しておくことも重要です。

「防災・減災につなげるハザードマップの活かし方」という本の著者で名古屋大学減災連携研究センター教授の鈴木康弘さんは、西日本豪雨災害の際、住民たちの防災意識が低かったことが問題というより、知識が不足していたことが問題だと述べています。どこが崩れやすいか、どこが土石流の起こりやすい場所かといった具体的な知識が防災意識を高めるためには必要で、その具体的な地域を住民に知らせるのがハザードマップの役割けれども、多くのハザードマップはその危険性がピンポイントではっきりわかるものとはなっていないと指摘しています。つまり、ハザードマップが住民が防災意識を高めるために必要な知識のもとにはなっていないということです。

そこで、鈴木さんはハザードマップを現実の風景に重ねて検証することで、住民が危険性を理解、納得することができる。そして現状のハザードマップを参考にしつつ、地域の住民や学校などがマイハザードマップを作成する取り組みがとても重要だと提唱しています。

岐阜県可児市では市内全 134 自治会を対象に、行政、議会、住民が一丸となって我が家のハザードマップづくりに取り組み、現在 98 自治会で完成しているそうです。この我が家のハザードマップは、過去の災害や豪雨時の地域の状況について各自治会が収集した情報をもとに作成しています。インターネット版ではいろいろな情報を追加・更新して最新版を公表しています。このように自治会がみずからハザードマップをつくることで、ハザードマップへの住民の認知度を高めるとともに、具体的に自分たちの地域のどこが危険かが明らかになり、安全な避難経路を確認していくこともできるなどの効果があると言います。

奥多摩町では氷川と古里の小学校で児童の皆さんが実際に自分の住む地域を歩き、危険箇所を調べて通学路安全マップをつくっています。とてもすばらしい取り組みだと思いま

す。ぜひ私たち大人もマイハザードマップづくりに取り組むべきだと考えます。その取り組みの中で、危険な場所と安全な避難場所、避難経路の確認、そして要支援者の把握や住民同士の声のかけ合いを含めた避難プランの作成も可能ではないかと考えます。私も一緒になって取り組みたいと思います。ほかの議員さんも協力しないという方はいないと思います。ぜひ町にはその船頭を行っていただきたいと考えます。

また、体育館のクーラーの設置については高額な経費がかかることが予想されます。先ほどの答弁にもありましたように、かなりの額がかかると思いますし、使用すれば電気料もかかると思います。しかし、異常気象が今後も続くことが予想され、災害でなくても部活動や体育など、子どもたちの活動が十分にできない状況が起こります。体育館にクーラーを設置することは、そういった平常時の活動にも有効であると考えますので、町単独で実施が難しいのであれば、住民の命にかかわることにもありますので、ぜひ都や国に強く要望していただきたいと思います。

獣害対策について再質問させていただきます。先ほど捕獲の難しいサルの新たな対策として 28 年度からGPSを装着してサルの群れの行動データを図化して、各グループの行動域の変化や季節ごとの出没傾向などを把握して、効果的な対策をとるといった方策がとられているということでしたが、先ほどの現状、実績などをお聞きしますと、余り効果が出てないように思いますが、どのような実施状況や結果、そして効果があったかないかというのをお聞きします。

それから町や行政だけに頼らず、電気柵を設置するなどの耕作者による自衛の対策も重要だと思いますが、現在、町が補助の対象としている乾電池式の簡易電気柵では、いつの間にか電池がなくなっており、イノシシなどに入られてしまうことがあります。町民からは、電池交換の不要なソーラー式の電気柵に補助を出してほしいという声を聞きます。補助対象の電気柵を限定せず、コンポスターのようにどんな電気柵でもレシートなどの購入した証明書があれば、半額とは言わず、今の補助額、簡易式電気柵の1万6,200円まで補助をしていただけるといような柔軟な制度にしていいただければ、電気柵を設置する人がもっと増えるのではないかと思います。町のお考えをお伺いいたします。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 2番、大澤由香里議員の再質問にお答えいたします。

大澤議員から例が挙げられましたけれども、マイハザードマップということですが、先ほどから町長も答弁で再三申し上げておりますけれども、これについては自治会等を含めて全員で地域の危険な箇所、これについては確認するなどしていくことが大事だと

思っております。

また、ハザードマップについては以前紙でお配りしていたところ、畳んでどこにあるかわからないというようなことがあったということで、今の形にして、いつでも見られるように、冷蔵庫等にも張れるようにということで、そういうハザードマップにして意識改革をしていただくということで、そういうものをお配りさせていただきましたけれども、そこら辺も活用しながら、また今後レッドゾーン等の関係も出てきたときには、また町のほうでもそれ用のまたマップ等も用意をしていかなければならないなというふうに感じておりますので、その際にまた皆さんでそういうものをつくる時にまた意見を伺って、その中でうまくその中に取り入れていけるのかどうかというようなことでの考えも今後、皆さんとともに考えていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 冷房の件は答弁は大澤議員よろしいですか。では、教育長。

○教育長（若菜 伸一君） 体育館の冷房の関係でございます。ことし特に暑かったわけでございますけれども、現在、東京都のほうで公立学校の施設の冷房化の支援特別事業というのをやっておりますが、これの対象が特別教室までということで、体育館が外れております。今申し上げたように、西日本の集中豪雨に始まりまして、町でも学校の体育館というのは広域の避難場所に設定をしているということでございますので、何としても私どもほかにかわる施設がないものですから、ぜひ東京都で支援をしてほしいということで、去る8月の29日でございますけれども、東京都の中井教育長に毎年西多摩の町村の教育長で要望しておりますけれども、その中で文書には特になかったんですけれども、私のほうから町村の体育館の冷房化につきまして、国でも制度はあるんですけれども、学校施設の環境改善交付金というのがございますけれども、これが補助率3分の1でございます。体育館の冷房をするには大変な経費がかかるということで、とても財政が脆弱でございますので、3分の2を出せないということで、東京都で3分の1、ないしはそれ以上見てほしいということで要望申し上げたところ、中井教育長さんもうなずいておられましたけれども、来年以降も積極的に要望していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2点目の再質問の部分にお答えをさせていただきます。

まずGPSの行動データの関係ですけれども、こちらにつきましては猟友会のほうに図示資料を渡しまして行動データで追い払い、追い上げをしていただいております。それに

よりまして、海沢ではことしの状況ですけれども、特にこの追い払い、追い上げではなくて、くくりわなによる部分でサルが4頭捕獲をしております。

それと2点目の部分の簡易電気柵の部分でございますけれども、平成28年度は5件ということで、平成29年度、昨年度実績では13件に上がったということで、まだまだ周知が足りないのかなというようなこともございますので、引き続きこの状況を見ながらバッテリー対策等の検討をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） クーラーについては引き続き国・都に要望していただけるということで、ぜひ強くよろしく願いいたします。

災害のほうも、ぜひいろんな協力を議員も惜しみなくしますし、住民も命にかかわることですので、一丸となって防災に向けて避難行動なりをつくっていければなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

獣害については28年度から新たにGPSを装着したけれども、余り効果はないというふうにとらえてよろしいでしょうか。くくりわなで4頭ということで、意外と原始的な方法でかかっていることなので、ぜひわなもいろんな方策でやっていただきたいんですけども、やはり職員さんも限られた人数ですので、できれば地域の住民の方にもぜひ協力していただいて、自分の畑を守ることであれば皆さん一生懸命やると思いますので、声かけなどしていただければと思います。

あと電気柵もいろんな電気柵がありますので、柔軟に補助を出していただけると住民の方も喜んでつけてくださると思いますので、よろしく願いいたします。

あと町長から先ほどお話ありました広域に電気柵をかけると方策も有効であればぜひ町のほうでもそれを推進していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

獣害が減らない原因としてさまざまな要因があって、町単独では解決できない問題もあると思いますので、都や国に解決に向けた実効ある対策を進めていただきますよう要望もしていただきたいと思います。

有害鳥獣捕獲に参加していただける方のための助成制度をやっているということですが、さらなる助成制度や電気柵の補助対象の拡充など、町ができる対策をさらにさらに進めていただいて、より効果的な有害鳥獣対策を実施していただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月14日となっておりますので、明日9月8日から13日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月8日から13日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議第4日目は、9月14日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後3時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員